

116

治十七年十一月

譯書雜類

第四集

翻譯課

司 法 省 文 庫			
和	雜	三	共
書	書	六	一
部	部	六	八
門	門	五	冊
		號	架
		函	冊

XB1  
S  
2



譯書雜類第六集(原摘譯書一)

○目次

一 公財局ニ関スルノ事件

一 直税ノ内容税ノ件

一 防火具ニ関スル事件

一 免際税ニ関スル事件

一 通船ニ非サル河川流通ニ関スル事件

一 嶋地ノ費用ニ関スル事件

3100  
5 3  
2 d



一 行政出訴ノ手續

一 裁決執行規文

一 権限争

一 通常事件ノ税

一 人権物権ノ殊別

一 初告裁判所代訟人ノ賃料

一 出版ニ関スル法





ニ関スルノ事件 故障及仕拂ノ事

國家ノ負債ニ係ル金額ハ格別ノ法律又ハ約定

下ラザル上ハ總テ公裁局ヨリ之ヲ償還スルヲ

通常一般ノ規則トス(但シ軍務ノ事ニ由リ國家

供給ヲ受ケテ荷擔シタル所ノ負債ハ別段ナリ

トス)故ニ此金額償還ノ事ニ付他人ヨリ大蔵卿

ニ其故障ヲ申述ルルハ常ニ之ヲ適正ナル者ト

為サミルヲ得ズ然ルニ由リ此故障アルヲ顧ミ

ズ其償還ヲ為シタルハ其事タル公財局ノ官

吏ヨリ出ヅレバ勿論縦令收税總長ノ手ヲ經ル



ト雖長故障ヲ為シタル者ヨリ之ヲ見レバ一モ  
効ナキモノニ齊シ

ホシ氏ヨリ公財局ノ官吏ヲ被告トシテ  
出訴シタルノ手順

ヘツレユナル者アリ嘗テ西班牙ノ軍旅ニ供給  
ヲ為シタル事ニ付國家ノ債主ト為ルニ至レリ  
依テ訴ヲ起シテ其算還ヲ得ン<sup>ト</sup>ヲ要求ス是ニ  
於テ其債主ホシ氏巴里ニ在リテ國家ヨリヘツ  
レ氏ニ算還スル<sup>ト</sup>ヲ大蔵卿ニ故障セリ然ルニ  
大蔵卿ハ毫モ之ヲ顧リミルニ足ラストシ遂ニ

令状ヲバフスビレエ<sup>州</sup>ノ仕拂人ニ下附シ之ヲ  
シテヘツレユ氏ノ相續人ニ算還ヲ為サシメタリ  
ホシ氏ハ故障ヲ申立タルノ効驗ナキヲ見テ大  
ニ失望シ更ニ公財局ヲ被告トシ以テ<sup>亦</sup>セ<sup>テ</sup>又裁  
判所ニ出訴セリ然ルニ<sup>セ</sup>又裁判所ハ被告即  
チ公財局ニ勝ヲ與ヘ千七百九十二年二月十九  
日ノ法律第四條ニ由リペツレユ氏ノ申立ヲ不當  
ノモノト判セリ其判決ノ要旨タルヤ該條ニ公  
財局ヨリ直チニ金額ヲ償還ス可キ場合タルノ  
外之ニ故障ヲ為ス<sup>ヲ</sup>許サズトアリ且ツヘツレ



氏ニ對シテノ償還ハ其住所ノ州ノ仕拂人ノ為  
ス可キモノニシテ此人現ニ之ヲ為シタレバホ  
ン氏ノ故障ハ實ニ不當ノモノニシテ此償還ノ  
妨碍トナルニ足ラザルナリト  
ホン氏ハ此裁判ニ承服セズ遂ニ巴里ノ控訴院  
ニ控訴ヲ為シタリ

控訴院ノ判文

公財局ヨリ「ヘッ」氏ニ償還ヲ為スノ事ニ付キ  
ホン氏ノ大蔵卿ニ其故障ヲ申立テタルハ至極  
適正ノ事ニシテ初度ノ裁判官ノ所見ノ如ク千

△ 山ハハスミエト山州  
ノ地名ナリ

七百九十二年二月十九日ノ法律ニ由リ計算濟  
ノ金額ハホ「<sup>ハツスヒレエ</sup>」州ノ都市ニ於テ拂フ可キモノ  
ニテ其故障ノ如キモ此都市ノ仕拂人ニ為スノ  
外地ノ者ニ之ヲ為スヲ得スト決議スルハ抑モ  
誤謬ノ甚シキモノト云フ可シ此金額ハ「<sup>山</sup>」ニ  
於テ償還ス可キモノト断スルニ足ル理由ハ何  
レニアル乎夫レ公財局ノ通常職制トホン氏ノ  
故障ノ受取ラレテ見當ヲ經タ事及ヒ其登記セ  
ラレタル事ト公財局ノ長官タル分限ニテ大蔵  
卿ヨリ仕拂令状ヲ下附シタル事等ヲ相互ニ參



考スレバヘツシユ氏ニ償還ス可キ金額ハ都テ公  
財局ヨリ直チニ仕拂フ可キモト云フ得ルルヤ明カナ  
リ加之今假リニ公財局ノ官吏ノ申立ヲ以テ正  
當ナリトセバ頗ル不都合ヲ生ズルノ事由ヲ察  
シ遂ニ債主ヲシテ其權利ヲ失墜セシメ其之ヲ  
保全スルガ為メ法上ノ事業ヲ履行シタル事ヲ  
モ無用ニ屬セシムルニ至ラン且ツホン氏爲シ故  
障ニ背キ仕拂ヲ為シタル事ハ全錯誤ミノ然ラ  
シムル所カ又ハ故意アリテノ致ス所カニ外ナ  
ラザルヲ以テ豈ホシ氏ヲシテ其牲犧ト為スヲ

得ベケン乎故ニホン氏ノ公財局ニ對シ請求ヲ  
為スノ權アルヤ論ヲ俟タザレバ該事件ニ付キ  
當行ス可キモノハ民法第一千二百四十二條ニシ  
テ「負債主故障アルヲ顧リミズ其債主ニ仕拂ヲ  
為シタル時ハ其仕拂ト云フ者ニ對シテハ一モ効  
無キモノニ齊シク且ツ此者ハ負債主ヲシテ再  
ヒ己レニ仕拂ヲ為サシムルヲ得可シ但シ此場  
合ニ於テハ負債主其既ニ仕拂ヒシ物ノ取戻ヲ  
請求スルノ權アリト云フ條規即チ是ナリ此ノ  
如キ理由ナルヲ以テセーハ裁判所ノ裁判言渡



ヲ取消シ更ニ當院ニ於テ判決スル事左ノ如シ  
公財局ノ官吏ハ公財局ヨリヘシ氏ニ仕拂ヒ  
シ金員ノ額内ニテホシ氏ノ請求スルヲ得可  
キ分迄ヲ之ニ仕拂フ可キ事

一千八百六十九年一月六日參議院ノ判決

直税ノ内窓税ノ件

凡ソ人民ノ住居スル家室内ノ階段ニ光明ヲ  
引キ空氣ヲ入ル為ニ設ケタル窓牕ハ假令  
ヒ之ヲ屋上ニ開クトモ其納税ス可シ（第七  
年霜月四日ノ法律一千八百三十二年四月二

十一月ノ法律

判決

那翁列倫云云

（判決首文ノ略式）

第七年霜月四日及ヒ一千八百三十二年四月二



十一日ノ法律ヲ見

人民住居ノ家室ノ階段ニ光明ヲ引キ空氣ヲ入  
ル為メニ設ケタル窓牕ハ此第七年霜月四日ノ  
法律ニ記スル除税ノ区内ニ入ラス訣法ニ除税  
スルハ人ノ居住ニ備ヘサル家室ノ窓牕ニ限ル  
モノト認ム

原告人ノ家室ノ階段ニ光明ヲ引キ空氣ヲ入ル  
為メニ設ケタル窓牕ハ屋上ニ開クト雖モ其構  
成自然除税ノ窓牕ト做ス可キモノニ非ズト認  
ム

此理ニ拠リ州議局ハ「リポ井」女原告ノ訴状ヲ却  
下シタルモノト認ム

第一條依リテ當院ニ於テモ「リポ井」女ノ訴  
状ヲ却下ス

一千八百六十九年一月六日 冬議院

ラポルキール官 某

冬議院檢事 某



千八百七十年二月九日

参議院裁決

千八百六十九年二月一日

(フラーゼー、レイ、マー)

ソ、(邑會ニ於テ總テ該邑ニ管スル防火ノ機具  
ホレテ其外諸機軸ノ保護方指揮職ハ此迄其ノ  
ポンブ組長ノ任ナリシモ爾後之ヲ邑會ヨリ撰  
命スル所ノホレテ組副長ニ任托スルモノナリ  
ト議定セリ)

然ルニ此議定ハ邑會ノ管轄職務以外ノ者トモ  
テ同年三月二十七日(ソウヌ、エ、ロワール)州長



ノ議決書ニ依テ之ヲ取消シタリ  
依テ又タ彼ノ邑會議員ハルスバール、及ヒ其同  
類ノ者ハ州長ノ議決ニ不服ヲ唱ヒ州長ハ已レ  
ノ権限以外ノ所置ヲ施シタリト為シ遂ニ之ヲ  
參議院へ上告ニ及ヒタリ  
其上告ノ判決即チ左ノ如シ

拿破崙云々

千八百五十五年五月五日ノ法第二十三條ニ  
曰ク（凡ソ邑會ニ於テ其管轄職務以外ノ事件

ヲ議定スルコトアルモ法律上ニテハ全ク之ヲ  
空無ノモノト看做スナリ）依テ其事件ニ管  
スル爭論ヲ發生スルコトアル時キ毎ニ右ノ如  
キ邑會ノ議定ヲ消滅ニ期セシムルコトヲ明決  
スルハ其州長ノ議決書ヲ以テ之レヲ行フハ  
之〇若シ又タ邑會ヨリ其州長ノ所為ニ不服  
ナルキハ行政手續ヲ以テ之ヲ參議院へ上告  
ス可シ而ル後チ其理非ヲ判定スルハ參議院  
ヨリ之ヲ上申シ國帝ノ勅令アルヲ要スト  
千八百六十九年三月二十七日（ソウヲ、エ、ロワール）



州長ノ議決書ニ因テ同年二月一日（フラセー  
レイ、マーソン）邑會ノ議定ヲ取消シタルハ即  
チ右千八百五十五年五月五日ノ法第二十三  
條ノ法則ヲ適施シタルモノナルヲ以テ其當  
ヲ失セズ  
加之ナラズ此パルスバール、及ヒ其外ノ者ヨ  
リノ上告ハ千七百九十年九月七日及ヒ十四  
日ノ法ニ原ツキテ裁判手續ヲ以テ為サレタ  
リト雖凡元來邑會ヨリ參議院へ上告ヲ為ス  
ルハ必ス行政手續ニ遵依ス可キコトハ又タ千

八百五十五年五月五日ノ法第二十三條ニ明  
瞭ナリ

依テ右パルスバール、及ヒ其外ノ者ヨリ為シ  
タ請訴ハ却下スルモノナリ



直税 第一除税。私立校。公役 第二免稅。超過  
權限

地稅ニ関スル除税ハ政府ニ属スル学校及ヒ仁  
恤院ノ為ノニ定ノラレシ者ニシラ平民ノ私有  
地ニ設立スル無月謝ノ学校及ヒ仁恤院ニハ之  
レナシ (第七年霜月三日ノ法第百五條及ヒ千  
八百八年八月十一日布告)

免稅ノ願ヲ受ケシ参事院ハ此ノ免稅ヲ言渡ス  
ニ付テ其ノ願ヲ所ノ外別ニ他事ニ及フヲ得ス  
ベルナールヲ参事院ニ免稅



十三「フラン」八十七「カンチーム」ノ地稅ハ千八百  
五十二年「ポーラツール」地名ノ「カンワン」人名カシ「人名ノ姉  
妹恆有地ノ支配人タル「ベルナール」女ニ之ヲ負  
荷セリ此ノ稅ヲ負擔セシハ是レ「ベルナール」女  
ハ此ノ市内（レコレー街）ニ於テ其ノ所有地  
ヲ買ヒシカ故ナリ然レモ其ノ買ヒタル土地ニ  
幼稚院及ヒ無月謝ノ學校ヲ設立スル為メニ從  
前茲ニ在来ノ家屋ヲ破却シ而シテ破却セシ家  
屋ニ付テハ其ノ租稅ヲ免除セラレシコトヲ請求  
セリ〇千八百五十二年三月六日「イェンドル」エロ

「ル」ノ參事院ノ布達ニテ此ノ免稅ヲ許ルセリ  
其ノ布達ニ曰ク第一破却シタル家屋ニ付テハ  
十二「フラン」九十七「カンチーム」ノ稅ヲ免ス第二  
地稅局ニテ定メタル十四「フラン」七十一「カンチ  
ーム」ノ補足金ニ當リタル金額通知費用一「フラン」  
七十四「カンチーム」ヲ免スト此ノ免稅ノ趣意ハ  
左ノ如シ曰ク「ベルナール」ノ地面ニ建築シタル  
新家屋ハ無月謝學校ニ供スル者ニシテ即チ一  
般ノ公益公用ニ備フル所ナルニ依テ共和第七  
年霜月三日ノ法百五條ニ記シタル地稅ハ全ク



之ヲ「ベルナール」ノ為ニ除免スヘキナリト  
右免稅ノ義ニ付キ大藏卿ノ上告ニ曰ク冬事院  
ニテ地稅ナリトシテ免稅ヲ言渡シタル所ノ一  
「アラン」七十四「サンチー」ハ左ノ三個ノ金額ニ  
テ成立スル者ナリ第一九十「サンチー」(是レ  
獨リ真ニ地稅ニ入ルヘキ者)第二窓戶稅七十  
九「サンチー」第三通知費用五「サンチー」○即  
チ大藏卿ハ冬事院ニテ言渡シタル左ノ三個ノ  
免稅ヲ非トセリ第一地稅九十「サンチー」ニ付  
テハ一般ノ教育ニ供スル建築ニシテ政府州或

ハ邑ニ屬スル者ニ非ラサレハ其ノ免稅ヲ言渡  
スヲ得ス第二窓戶稅七十九「サンチー」ニ付テ  
ハ是レ「ベンナル」ニテノ請求セシ所ノ金ニ非ラ  
サルニ依テ免稅スヘキ者ニ非ス第三通知費用  
モ亦々上文ノ理ニ同シ那勃烈翁云々

共和第七年霜月三日ノ迄及ヒ千八百八年八月  
十一日ノ布告ニ依ルニ○旧家屋ノ地敷及ヒ其  
ノ續地上ニ於テ取立ツル九十「サンチー」ノ地  
稅ニ關シテハ○此ノ土地ハ「ベルナール」自己ノ  
名ニテ買ヒタル者ナレハ茲ニ建築スル所ノ家



屋ハ假令ヒ何用ニ供スルモ政府ニ属スル仁恤  
所及ヒ学校ノ為メニ定メレ千八百八年八月十  
一日ノ法ニ記スル免税ヲ得レテラ請求スハキ  
理由ナシ

窓戸税ノ七十九「サンチーム」及ヒ通知費用五「サ  
ンチーム」ニ関シテハ「〇ベルナール」ハ此ノ税金  
免除ヲ請求セサルニ依テ参事院ニテ其ノ免税  
ヲ言渡シタルハ是レ其ノ権限ヲ超過スルナ  
リ

是レニ依テ 第一條 千八百五十二年三月三

日「インドエロワル」ノ参事院ノ布達中ニ於テ第  
一「コロレー」街ニ於テ「ベルナール」ノ得タル地面  
ニ付テ「ツール」市ノ地稅帳ニ千八百五十二年記  
載シタル九十「サンチーム」ヲ免除スルノ件第二  
同年同月同市ノ窓戸稅帳ニ記シタル同不動産  
ニ付テ定メタル七十九「サンチーム」及ヒ通知費  
用五「サンチーム」ヲ免除スルノ件ハ之ヲ改正ス  
ヘシ

第二條 該布告ノ第一條ニ定記スル税金ハ之  
ヲ稅帳ニ再記シ而シテ「ベルナール」ニ之ヲ拂ハ



シムヘシ

千八百五十三年六月二十九日

参議院

ロピタール

参議院判決(千八百六十三年)

通航ニ非ラサル河川河浚通路清潔ノタメニ  
設ケタル溝費額等ニ就テ参事院ニ對スル上

告

革命第二年花月十四日法律ハ掘割ト通航ニ非  
ラサル河ノ疏通ヲ目的トシタルモノニテ彼ノ  
道路清潔ハタメニ設ケタル溝或ハ防禦ノタメ  
ニ設ケタル溝或ハ又タ民有地水流ノタメニ設  
ケタル溝等ニ遍セサルモノナリタロース氏緒

言



参議院判決ニ曰ク

那勃烈翁之々(判決<sub>式</sub>アリ略)千八百五十八年

ニユールズ氏ハ其ノ所有地ニアルヲ<sub>四百五</sub>ラス、

ル、ロト名ツリル溝ノ<sub>疏通</sub>ノ入費トシテ<sub>十六</sub>

ハラレクノ税ヲ課マラレタリレ是レニ因テ<sub>工</sub>

イヅル氏ハセーヌ、エー、マルヌ州ノ参事院ニ

訴エ此ノ課税ヲ免セラレレ<sub>一</sub>希望レタリキ然

ルニ参事院ハ千八百五十九年九月二十五日ノ

決定ヲ以テ免スヘカラスト宣告レタリレ今<sub>工</sub>

イヅル氏ハ此ノ判決ヲ不可トシ之レノ破毀

セルトス其ノ願書ヲ觀歎願人<sub>エー、マル、ズ、ル</sub>氏ニ

免税ヲ許可<sub>セ</sub>トス何トナレハ此溝ハ自然永久

ノ水流ニ非ラズ所謂清潔溝ナルモノニシテ施

政官ハ敢テ革命第二年九月十四日法律ヲ<sub>遍</sub>施

シテ此ノ溝ヲ<sub>疏</sub>通スルヲ<sub>得</sub>ザルナリ

参議院ノ判決ヲ觀又夕前文ノ破毀願書ヲ農事

長官、商事長官及<sub>ヒ</sub>工部長官ニ照會シ其ノ返書

中ニ此ノ願書ヲ<sub>拒</sub>絶スヘルトアリレ<sub>テ</sub>觀又夕

工業、建築人<sub>ヲ</sub>云トコロヲ觀又夕千八百五十二

年十二月第一日ノ布達ニ<sub>因</sub>テヤ<sub>リ</sub>又、エー、マル



此州長ハ通船ニ非ラサル河及ク水流ヲ便ニス  
ルノ掘割及ク溝ヲ毎年疏通スヘシト命シ若シ  
疏通セサルニ於テハ此入費ヲ出サレメ而ノ之  
レヲ課スルハ革命第二年花月十四日法律ニ記  
スル式ノ如シト令スルヲ觀  
又タ千七百九十年八月十二日及ク二十日革命  
第二年花月十四日ノ訴訟取調式ノ法律及ク千  
八百五十二年三月二十五日ノ勅命ヲ觀テ思考  
スルノ左ノ如シ  
千八百五十八年ニセリ又エシ、ナルス州ノ州長

州リレユイス邑ニ布達シテ曰ク通船ニ非ラサ  
ル河及ク水流ノ便ナル掘割溝ノ側ニ住スル人  
民ハ其ノ疏通ヲ年々為サ、ルヘカラス、若シ之  
レヲ為サ、レハ其ノ入費ヲ出サ、ルヘカラス  
而ノ之レヲ賦スルハ革命第二年花月十四日ノ  
法式ノ如シト此ノ布達ニ由テエリ、ナル氏ハ其  
ノ所有地ニ在ル溝ノ疏通トシテ四百五十六フ  
ラニクテ賦課マラレタリト思考ス  
又タ此ノ革命第二年法律ハ只通船ニ非ラサル  
河ト掘割トニノミ適スルモ防禦溝及ク清潔溝



ニ適セサルヲ以テ州長ハ此ノ法律ヲ根拠トシ  
沿河ノ人民ヲシテ防禦溝清潔溝ヲ疏通スルヲ  
命シタルハ権限ヲ越エルト思考ス

又夕佐侯論争ニ依ルニ「ケレヅ、ル、ロア」ノ溝  
ハ<sup>コ</sup>川<sup>バ</sup>過<sup>カ</sup>ル<sup>ル</sup>氏ノ所有地ノ水流ヲ便ニスルノ  
溝タルニ過ザル故ニ決レテ通航ニ非ラザル河  
或ハ掘割ノ如ク見做スヘカラスアル「明瞭ナリ  
此ノ場合ニ於テ革命第二年九月十四日法律ノ  
適施ヲ誤リ此小溝疏通入費トシテ課マラレタ  
ル四百五十六「ラレク」ノ賦金ヲ免セラレト「

ヲ顛ハ理アリト思考ス依テ判決スル「左ノ如  
レ

第一参事院判決ヲ破毀ス

第二賦金ヲ免ス



○千八百六十五年六月七日参議院ノ判決

以下圖點ヲ加フルモハ據テ以テ決  
取ル所ノ法章ヲ摘記スルモノナリ  
鳴地ノ海水堤防ノ水柵修繕及ヒ之ヲ鞏固ニス

ルノ費用ハ水辺ノ所有者之ヲ任ス可ク又其ノ  
業或ハ期限内ニ落成セサル時ハ司配官ヨリ之

ヲ指揮シ公務ヲ以テ其業ヲ畢ハシム可キ旨ヲ  
州長ヨリ布令スルモ州長ハ其権限ヲ超ユル

モノトス但シ此例規ヲ設クル権ハ政府ノミニ  
屬スルトス云々(千八百七十年第三十三條及ヒ



三十四條

告者州議局(一ニ參事院ト訊ス)ニ向ヒ其意見ヲ  
陳述セント賜メタル場合ニ於テ該局ヨリ其案  
件喚問ノ定日ヲ指令セスシテ(聽カテ其意見ヲ云)本  
案ノ決議ヲ為シタルキハ唯其防護權ヲ害セラ  
ザルヲ以テ參議院ニ向ヒ州議局ノ議決ヲ取  
サント上告スルコトヲ得ルノミニシテ故障ヲ述  
フルコト能ハサルモノトス(千八百六十二年十二  
月三十日ノ告令)

○パルハドー及エーコンソルト(名入)ノ案件

パニデー州ノ州長ヨリ千八百五十九年十一月  
二十六日附ノ布達ヲ以テ「ハルムーチエ」嶋  
ノ所有者パルハドー及コンソルトニ於テ「グリ  
フエール(名所)及ヒ島地ノ堤防水柵修繕ノ工業ヲ  
若干ノ期限内ニ落成ス可ク若シ又此令ニ違ヒ  
自カラ其業ヲ畢ラサル時ハ同人ノ費用ヲ以テ  
之ヲ執行セシム可シ(官指揮ヲシテ執行)云々ヲ令シ  
タリ  
右公務ヲ以テ執行セラレタリ因テウハルドー  
及ヒコンソルトハ其入費弁償ヲ命セラレタル



ニ因リ各其費額ノ一部ヲ償ハサルヲ得ス之ニ  
因テ右丙入ハ州議局ニ向ヒ之ヲ免セラレシ  
ヲ申立タリ然ルニ州議局ハ千八百六十四年七  
月一日ノ決議書ヲ以テ願主ノ意見ヲ口述セン  
トノ申立ヲ聞知リナカラ其需ムル所ヲ喚問セ  
スシテ其願ヒヲ却下シタリ后又バルウドー及  
ヒコンソルトヨリ此決議書ニ於テ故障ヲ述ベ  
タル知州議局ハ又同年七月九日ノ決議書ヲ以  
テ再ヒ之ヲ却下シタリ於之乎右丙入ハ千八百  
五十九年十一月二十六日附州長ノ布達及ヒ州

議局再度ノ議決書ニ就キ遂ニ參議院ニ上告ス

判決

ナホレヲ革命第十一年ノロレヤール月十四

日及ヒ千八百〇七年九月十六日ノ法ヲ檢視シ

千七百九十年十月七日及至十四日ノ法ヲ檢視シ

千八百六十二年十二月三十日ノ<sup>デ</sup>告<sup>レ</sup>令<sup>ラ</sup>ヲ檢視シ

千八百五十九年二十六日附州廳ノ布達ノコトヲ

判スルニ

千八百〇七年九月十九日ノ法律第三十三條及

三十四條ニ拠ル時ハ凡ソ海水堤防柵建築ノ要



否<sup>レ</sup>要<sup>シ</sup>及其堤防ニ因リ保檢ノ利ヲ得ルノ分  
 量ニ從ヒ各所有者ヨリ弁償ス可ス費額ハ政府  
 之カ決ヲ為ス可シ又其保存及ヒ修繕ノ業ヲ要  
 スル時ハ行政官ノ規則布政府ヨリ公期<sup>以テ</sup>政府  
 ト人民ノ各分子償フ可キ額ヲ定ム可キナリト  
 右ノ條例ノ如クナルヲ以テ千八百五十九年十  
 一月二十六日附布達ヲ以テハハルム一チエ一  
 ル島ノ堤防柵ハ工部建築士ノ積リ書ニ從ツテ  
 其所有者ヨリ修繕及ヒ保堅ノ費ヲ償フ可ク又  
 其布達ニ因リ定ムル所ノ期限内ニ其業ヲ終ラ

サル片ハ司配官ノ指揮ヲ以テ公務ニテ之レヲ  
 執行セシム可キ旨ヲ州長ヨリ達<sup>シタル</sup>ハ其権限  
 ヲ超ヘタルモノトス  
 千八百六十四年七月一日及ヒ九月三十日附州  
 議局ノ決議書ヲ判スルニ州議局ハ千八百六十  
 四年七月一日、議決書ヲ以テウハルド一及ヒ  
 ソルトノ請願ヲ断シ又同年九月九日及三日ノ  
 決議書ヲ以テ先キノ決議書ニ就キ故障ヲ述フ  
 ルモ之ヲ受理ス可キモノニ非ストシテ之ヲ却  
 下シタル<sup>所</sup>ハ至当ナリ<sup>トス</sup>〇然レ此之ヲ審査スル



ニ願主ハ州議局ニ向ヒ意見ヲ口述スルノ意アル  
ルノ申立ヲ聞届ケナガラ其願意ヲ聽斷ス可  
キ定日ヲ豫メ報知スルヲ怠リ又其願主ヲ喚出  
ス丁無クシテ之ヲ決斷セシヲ以テ見レハ州議  
局ハ即チ千八百六十二年十二月三十日ノ告令  
第二條ニ因リ願主等ニ与フル所ノ權利(即防護  
權)奪ラセシモノトス右ノ如クナルヲ以テ千八  
百五十四年七月一日附ノ布達取消ヲ本院(即チ  
參議院)ニ上告スルノ權利アルモノトス  
本案ニ就テハ

願主免セラレシテ願主所ノ課役ハ千八百五  
十九年十一月二十六日州廳ノ布達ヲ以テ任セ  
ラレタルモノナリ因之今其布達ヲ取消ス成ハ  
其任モ亦自カラ免ル可キナリ

○第一條 千八百五十九年十一月二十六日附  
ウハンデー州長ノ達シハ権限ヲ超ユルモノナ  
ルヲ以テ之ヲ取消ス

又同州州議局千八百六十四年七月一日附ノ決  
議書モ亦均シク之ヲ取消ス

○第二條 願主ハ島地及グリフエール堤防於



繕ノ工業ニ就キ課セラレタル賦役ヲ免セラル  
、モノトス

千八百六十五年六月七日参議院ノ判決

○ダローズ、レペルトワール、第二十八冊（行政

上出訴ノ手續）抄譯

第八号「ミニストル」（諸卿）ノ部

凡「ミニストル」ニ於テ為シ得可キ請願（ツマンド）

ハ左ノ如シ

○第一 人民ヨリ官（行政官以下準之）ニ對スル件

○第二 人民又ハ市邑公立館舎及ニ其他ノ如  
キ無形人ヨリ他ノ人民又ハ他ノ市邑

等ニ對スル件

○第三 官ヨリ人民若クハ無形人ニ係ル件



第一ノ場合ニ於ケル請願ハ<sup>イ</sup>懇願<sup>イ</sup>又ハ訴訟始末  
書(即チ詞状)若クハ<sup>カ</sup>通常書面<sup>カ</sup>ノ体裁ヲ以テ指  
出ス<sup>カ</sup>ト<sup>カ</sup>得可シ而シテ具請願ハ各特設ノ局中  
ニ於テ登記セラル可シ○抑、此場合ニ於テ受  
証(願書ノ)ヲ與ヘサルハ各局普通ノ慣習トス  
ル所ニシテ正義ニ背キタル横割ト云可シ蓋シ  
既ニ其願書ヲ指出シタル<sup>カ</sup>ト<sup>カ</sup>証スルノ道ナカ  
ラニムルモノガ故ナリ  
而シテ又此場合ニ當リ後令法律上明條ノアル  
無キモ訴状ノ体裁ヲ以テシタル時ハ主任ノ官

吏ハ必ラス之ニ受証ヲ交付スルノ義務ヲ免ル  
可ラス○凡ソ訴状又ハ<sup>イ</sup>歎願<sup>イ</sup>(ペキニヨシ)ノ式ヲ  
以テスル時ハ後令慣習ニテハ之ヲ要セサルモ  
ノ、如シト<sup>カ</sup>然レ<sup>カ</sup>革命第七年霧月十三日ノ法第  
十二條ノ惣則ニ拠リ必ラス之ヲ認ムルニ印紙  
ヲ用テセサル可ラサルモノトス

第九号) 第二ノ場合即チ人民又ハ<sup>イ</sup>無形人<sup>イ</sup>ヨリ  
他ノ人民又ハ他ノ無形人ニ係ル<sup>カ</sup>事件<sup>カ</sup>ヲ以テ「  
ニストル」ニ認ヘタル<sup>カ</sup>片ハ<sup>カ</sup>單ニ歎願ノ式ヲ以テ  
ハ足レリト云可ラス必スヤ通常ノ法式<sup>イ</sup>司法裁  
判ノ式



レナラニ從ヒ使吏(ウ井シエー)ヨリ執行ス可キ所  
ノ呼出状ナカル可ラス若シ此ノ手續ヲ為サハ  
ル時ハ訴答對理スルコト能ハス何トナレハ被告  
人其答辨ノ為呼出サハルコト無レハナリ故ニ若  
シ被告人ノ呼出ナクシテ言渡シタル決定ハ對  
理シタルモノニ非レハ之ヲ被告ニ對シテ執行  
セシトスルニ當リ被告ハ之レニ故障ヲ述フル  
ノ權ヲ有ス可シ

第十号 第三ノ場合即チ官ヨリ人民又ハ無形  
人ニ係ル事件ヲ官自カラ其「ミニストル」ノ決ヲ

請フノ場合ニ於テモ亦第二ノ場合ト均シク「ミニ  
ストル」ノ面前ニ於テ對手<sup>アサテ</sup>自カラ出席スルカ又  
ハ答辨書ヲ差出ス可キ旨使吏ノ書ヲ以テ之ヲ  
促サハル可ラス

若シ此手續ナクシテ決ヲ取ルコトアルモ被告人  
ハ之カ故障ヲ述フルコトヲ得ハシ但シ第三ノ場  
合ニ在テハ「ミニストル」ヨリ使吏ニ命スルコトヲ  
要セスシテ單一ノ書状又ハ行政上ノ報書ヲ以  
テ對手<sup>アサテ</sup>ヲ呼出スヲ得可キナリ

第十一号 刑長及刑談局ノ事



凡州長（職務ヲ行フル）又ハ州議局ニ於テ指出ス  
所ノ請願モ亦先ノ三箇ノ場合（前ニ於ケル）ト為  
ス（可キ法）ト同例ナルカ故ニ從ツテ同一ノ法式ニ從  
ハサル可ラス○蓋シ州議局ニ宛指出シタル請  
願ト雖氏都ラ州長ノ之ニ関カラサルモノナシ  
ブロレ氏曰ク州長ヲシテ州議局ニ指出シタル  
案件ニ関カラサラシメサル丁ハ夫レ或ハ難カ  
ラレ何トナレハ州議局ヲ統轄スル者ハ即チ州  
長ニシテ他又該局ニ於テハ書記使吏等ノ設ケ  
アル丁無クシテ唯州廳委員ノ一部ヲ為ス所ノ

筆生アルニ過サレハナリ（中畧）時トシテハ

一方ノ者ヨリ他ノ一方ヲ州議局ニ呼出サシム  
ル丁アリト雖氏其呼出状ハ先州長ニ指出シ而  
后更ニ之ヲ其属局ニ交付シ之ヲ送達ス可キ者  
ハ州長之ヲ指定シテ被告ニ傳達セシムルモノ  
トス故ニ實際議局ヲ主持スル者ハ州長ナリ云  
々

夫レブロレ氏ノ云フ所ハ斯ノ如クナリト雖氏  
吾輩ハシヨールウヲ一氏ノ説ク所ト同シク州議  
局管轄ノ事件ニ就テハ州長ニ指出スシテ直チ



ニ、訣局ヲ組立ツル所ノ議負ニ宛之ヲ指出ス可  
キモノトス蓋シ今日實地州長ニ宛ルモノハ謬  
レリト云フ可キナリ

次号ハ参議院ノ手續ヲ論述スルモノトス

裁決執行規文

佛蘭西国及ヒ其他政州諸邦ノ裁判所ハ裁判所ト  
上等裁判所及ヒ其外ノ裁決書ニハ其裁判所ノ  
名稱ヲ用井ズ必ズ其国君ノ名ヲ記載ス  
嘗テ佛國未ダ立君政治タリシ時キ其裁判所ノ  
裁決本書ノ直寫ニ當用セシ規文ハ即チ左ノ如  
クナリシモ決テ之ヲ本書ニハ登記セザリシ  
上帝ノ恩惠ニ由テ奉命シタル佛蘭西国王路

易国家人民ノ康安ヲ祝儀シ

某裁判ハ某裁判所ニ於テ裁決ス



依テ其檢事、使吏及ヒ、公力ノ官吏ニ之レカ  
執行ヲ命ズ命スルナル動詞ハ複稱ナリ、蓋  
ニ、國君自ラ人民ニ對スルニハ  
必ズ複稱ヲ用ユ  
ルヲ以テナリ

上帝ノ恩惠ニ由テ奉命シタル佛蘭西國王路易  
云々ノ代語ニ、路易非立王ノ時代ニハ、上帝ノ恩  
惠且ツ人民ノ冀望ニ由テ奉命シタル佛蘭西國  
王路易非立ナル文句ヲ用井、又タ、拿破崙帝 在  
位ノ時ニハ、上帝ノ恩惠且ツ人民ノ冀望ニ由テ  
奉命シタル佛蘭西國帝拿破崙云々ノ語ヲ當用  
セリ

裁決書ノ全文ニハ、當初ニ其事件ノ原因ヲ記シ、  
次ニ其主旨ヲ載セリ

一千八百四十八年及ヒ、現今ノ共和政体ニテハ、  
總テ裁決ヲ為スニ、佛蘭西國民ノ名義ヲ以テス  
斯ル政治ニハ、國主ハ即  
人民ナルヲ以テナリ 故ニ、規文ノ結尾ニハ、依

テ、大統領其檢事、使吏及ヒ、公力ノ官吏ニ之レカ  
執行ヲ命ズ云々ノ語ヲ用ユ 此ニハ命スルナル  
動詞ハ單稱ナリ蓋  
ニ單稱ハ同明間ニ  
用ユルヲ以テナリ

一千八百五十一年十二月二日、國家廢法以後ニ  
至リ、大統領自ラ異奇ノ意ヲ挾ヒ、總テ諸裁決ヲ



為スニハ自己ノ名ヲ以テセシムルヲ欲望シタルニ因テ、當時ノ裁決規文ノ冒頭ニハ（共和大統領）  
国家人民ノ康安ヲ祝儀シ云々ノ語ヲ登記シ、又  
夕、命スルナル動詞モ、其複稱ヲ用井タリ、實ニ慣  
例及ヒ道理ニ及戻シタル所為ナリ

是ヨリ全一ノ年ヲ經過シ即チ一千八百五十二年  
十二月二日ニ至テ、佛國復タ帝業ニ就ケリ

### 公心證書執行規文

此ニ用ユ可キ規文モ右ノ裁告規文ト同則ニ順  
ス 路易 路易非立 拿破崙 格々ノ執行ヲ

命ズ 複稱 大統領 格々ノ執行ヲ命ズ 單稱

### 行政裁判規文

行政裁判ヲ執行スルハ即チ参事院、州長、若干ノ

ニ 参議院及ヒ、参議院是ナリ

参事院、州長及ヒ、参議等、其判決書ニ当用スル規

文ハ九モ單簡ナルモノニシテ、之ヲ議決書、又ハ、

決定書ト云フ、而テ之ヲ執行スルニハ、各参事院

各州長、又ハ、各参議ノ名ヲ用ユ

### 某参事院

誰人ノ請訟ヲ閱見シ



某法條ヲ照覽シ

目代官諾承ノ上

法律ヲ遵奉シテ評議ヲ遂ケ

決議スルカノ如シ

某刑長

誰人ノ請訟ヲ閱見シ

某法條ヲ照覽シ

決議スルカノ如シ

某參議

誰人ノ請訟ヲ閱見シ

某法條ヲ照覽シ

決議スルカノ如シ

參議院決議ノ規文ハ是ト異ナリ、立君政体ノ時

ニハ、国君親自ラ之ヲ決定スルモノト者做ナリ、

而テ之ヲ代理裁判ニ及シテ親治裁判ト云フ

依テ、行政裁判ノ最上等ナルモノハ、直ニ国王ノ

敕令ヲ以テ判決ス

路易 路易非立 拿破崙

某請訟ヲ閱見シ

某法條ヲ照覽シ



參議院照會ノ上

敕令スル左ノ如シ

共和政治ニハ、其行政裁判ヲ為スハ、其大統領ニ  
非ラズレテ、必ズ參議院之ヲ決議ス

依テ、其議決書ノ規文ハ左ノ如クニ認ム

佛蘭西國民總代

大統領、何々ノ議決執行ヲ其揆事、使吏、及ヒ、公  
力ノ官吏ニ命ス 單稱

若シ、日本ニテ令以上者過シタル三事件ヲ能ク  
悞合セント欲セハ、宜シク適理明瞭ニシテ且ツ

慣例ニ遵依シタル規文ヲ選用ス可シ



ダローズ。レペルトワル第三十四卷 六百二十二

第百五十一号 争論判決ハ各省職務中ノ一大

部分ニ居ル者ナリ千七百九十一年四月二十七

日ヨリ五月二十日ニ至ルノ法及ヒ共和第三年

ノ憲國法ニテ各卿ノ所為ヨリ起ル所ノ請求ニ

付テハ暗ニ其ノ卿ニ之ヲ扱フノ權ヲ與ヘリ共

和弟八年<sup>兩</sup>月二十八日制誥參事院設立法第四

条ニ參事院ノ裁判權ニ関スル事柄ヲ解説セリ

然リト虽モ此ノ条ニ解説スル所ニテハ争論ニ

及ヒ所ノ行政上ノ事柄ヲ悉ク抱括スルヲ得



ナルカ如シ故ニ更ニ之ヲ論定シテ別段ノ法ニ  
テ他ノ官吏ニ委任スル所ヲ除クノ外ハ都テ該  
条ニ載セサル事柄ニ付テハ卿ヲ以テ其ノ裁判  
官ト為ス丁ニ設セリ○千八百五十一年立法院  
ニ出スヘキ参事院設立ノ法ノ稿按ニ第<sup>十</sup>二曰ク  
参事院ハ法ニテ他ノ官吏ニ裁判ヲ任セサル行  
政上ノ争論ニ付テハ裁判ヲ與フヘシト然レ氏  
此ノ法ノ稿按ハ成就セス及ヒ千八百六十五年  
六月二十一日ノ新法ハ参議院一般ノ裁判権ヲ  
極定セサルニ依テ行政上ノ争論ニ付テ通常ノ

裁判官ハ一般ニハ卿ナルヘシ  
第百五十二号 争論ニ付テ卿ニ裁判ヲ求ムル  
ニ<sup>参事院</sup>別ニ法式アルニ非ラスセリニ<sup>氏ノ説ニ</sup>  
曰ク卿ハ固ヨリ行政官ナルニ依テ其ノ所置中  
ニ於テ人民ノ私権ヲ損スル所ノ判設ヲ為スヲ  
得ヘシ又夕曰ク慣習ニテ卿ノ所置ニ付テハ常  
ニ裁判ノ如キ形状アリトセリ然レ氏控訴中ニ  
於テ糾問ノ式ニ付テハ類似ヲ廣ムヘカラス若  
シ糾問ノ式ヲ設クルニ於テハ行政ヲ妨ケルニ  
至ルヘシ卿ハ其ノ所置ニ付テハ自由ヲ有セサ



ルヘカラス然レ其ノ所置ニ付テハ卿自ラ其  
ノ責ニ任マサルヘカラス又夕不当ノ事アル  
ハ参議院ニ控訴セラルヘシ○通常ハ請求ハ記  
臆書及ヒ趣意書ヲ以テ之ヲ為ス此ノ記臆書ハ  
騰記シテ之ヲ卿ノ所ニ置ク○千八百六十四年  
十一月二日ヨリ十一日ニ至ルノ布告第五条ニ  
曰ク卿ハ請求人ニ渡スニ其ノ請求ヲ受取り及  
ヒ騰記セシ目附ヲ極定スル所ノ書付ヲ以テス  
ヘシ○州ニ於テハ参事院ニ請求ヲ出ス而シテ  
州長ヨリ之ヲ卿ニ送致ス

第百五十三号 請求及ヒ糾問ニモ更ニ法式ナ  
ク又夕判没ニ付テモ何様ノ法式アルコトナシ只  
千八百六十四年十一月二日ノ布告第第六条ニハ  
此ノ判没ハ別段ニ之ヲ為サンコトヲ望メリ卿ハ  
常ニ行政ノ其ノ属官ニ談シ又夕或ハ争論ノ事  
柄ニ関スル参議院ノ行政局ニ談スルコト屢ハ是  
レアリ千八百六十四年十一月二日ノ布告前ハ  
卿ノ判没ハ請求及ヒ糾問ニ付テ其ノ属官ノ伺  
ヲ許認セシコトニテ即チ判没アリシコト見做  
セリ若シ請求スル所大切ノ事柄ナルニ依テ參



議院ニ之ヲ限議セシキハ其ノ判没ニハ最モ規  
則立タル法式アリ此ノ場合ニハ当行シタル法  
文ヲ掲テ請求ニ関スル諸書類ヲ記シ及ヒ参考  
ノ事件及ヒ主義ヲ載セサルヘカラス千八百六  
十四年十一月二日ノ布告後ハ官吏ノ伺ヲ卿ノ  
許認セシノシニテハ未タ其ノ判没ヲ適正ナリ  
トスルニ足ラス

第百五十四号 卿ノ判没ニ執行力アルハ猶ホ  
裁判ノ如シ固ヨリ卿ノ判没ハ行政上ノ命令ヨ  
リ出ル者ナルニ依テ執行セラルヘキハ是レ蓋

シ自然ノ勢ナリ故ニ檢印ナク又タ命令式ナシ  
卿判没ハ其ノ裁判シタル事ノ権力ニ付テハ全  
ク裁判所裁判ト同様ニシテ又タ裁判上ノ書入  
質ト同視セラルヘキ者ナリ従前ハ判没ノ通知  
ニ付テハ更ニ法式アルコトナシ然レ氏千八百六  
十四年十一月二日ノ布告第六條ニテ此ノ判没  
ハ一方ノ相手方ニ行政上ノ仕方ニテ之ヲ通知  
スルコトヲ述ヘリ○金ヲ拂フヘキ罰ヲ言渡ス所  
ノ卿ノ判没ハ政府ノ諸質主權ヲ取立ルノ任ア  
ル大藏卿ニ之ヲ送致ス然ル氏ハ大藏卿ハ此ノ



者ニ對シテ大藏省中ノ拭リ吏負ヲシテ脅迫ヲ  
行ハシム

第百五十五号 行政上ノ事ナリ又ハ爭論上ノ  
事ナリ省ニテ其ノ判受ヲ與フヲ得ヘシ然レ  
既ニ得タル權利ハ之ヲ害スルヲ得ス若シ平民  
ノ請求ヲ以テ極定セシ者ナリト許認セシ判受  
上ニ於テ更ニ爭論ヲ生スルモハ平民ノ既ニ得  
タル權利ヲ害スルニ至ルヘシ然ルモハ此ノ平  
民ハ裁判セラレシ事ノ權力ヲ揮張スルヲ得ヘ  
シ

第百五十六号 爭論ニ付テ防禦セスシテ罰ヲ  
言渡サレシ者ハ省ノ判受ニ對シテ抵抗ヲ為ス  
ヲ得ヘシ○午八百五十二年三月二十五日地方  
分權上ノ布告ニ基キテ參事院ニテ與ヘタル判  
受ニ對シテ一方ノ者ハ此ノ布告ニ照準シテ控  
訴ヲ為スモハ卿ハ其ノ判受ヲ與フルノ前參事  
院ノ判受ヲ保存シテ他ノ相手方ノ防禦手段ヲ  
停止スルニ及ハス然レモ此ノ相手方ノ者ハ新  
シニ判受ヲ得ル為メニ卿ニ其ノ請求ヲ出スノ  
權アルヘシ○請求ニ付テ關係スル所ナク而シ



テ卿ノ判受ニ依テ偶然損害ヲ受ケレ所ノ外人  
ハ所謂ル外人抵抗ノ道ニ依テ控訴スルヲ得ヘ  
レ本人ノ抵抗及ヒ外人ノ抵抗ハ只記騰書ヲ以  
テ之ヲ為スヲ得ヘレ普通法ニ通シテ此ノ抵抗  
ヲ為スキハ判受ノ執行ノ時迄テハ之ヲ為スヲ  
得ヘレ

第百五十七号 時トシテハ卿ハ控訴ヲ受ケテ  
争論ヲ判受スル丁アリ此ノ場合ニハ卿ハ四ケ  
月間ニ判受ヲ與ヘサルヘカラス千八百六十四  
年十一月二日ノ布告第~~七~~条ニ曰ク若レ属官ノ

判受ニ對シテ控訴スル者アルキハ卿ハ請求ヲ  
受ケレ日ヨリ四ケ月間ニ判受ヲ與フヘレ若レ  
證書類ヲ後ニ請求人ヨリ出スキハ此ノ書類ヲ  
受ケレ日ヨリ起算シテ四ケ月間ナルヘレ此ノ  
日限後ニ至リ更ニ何様ノ判受モナキキハ請求  
人ハ其ノ願ヲ擲抛セラレシトト思考シテ参議  
院ニ控訴スルヲ得ヘレ

第百五十八号 争論ニ付テ卿ノ確定ノ判受ハ  
参議院ニ之ヲ控訴スルヲ得ヘレ其ノ期限ハ一  
方ノ者ノ判受ヲ知リシ日ヨリ三月間ナリ是レ



卿ノ初告裁判トシテ判及セシ氏ニテモ又リ参  
事院ニテ與ヘシ判及ニ付テ一方ノ者ヨリ卿ニ  
控訴シ而シテ卿ノ上等裁判トシテ判及セシ氏  
ニテモ同様ナリ○然レ氏是レ争論ノ時ニ限り  
テノ了ナリ○大藏卿ヨリ内務卿及ヒ州ノ代理  
人ナル州長ニ送ル所ノ手翰ニ曾テ上等裁判所  
ノ用ニ供セシ建築ハ政府ニ属スヘシ故ニ政府  
ノ領地中ニ之ヲ入ルヘキ旨ヲ令セリ此ノ手翰  
ハ真ノ争論ノ判及トハ言ヒ難シト及定セラレ  
タリ争論ノ判及ヲ州長ノ襲撃ヤントスル氏ハ

州長ニ之ヲ通知セシ日ヨリ三ヶ月内ニ於テ州  
長ハ之ヲ襲撃セサルヘカラス  
第百五十九号 争論ニ付テ卿ノ與ヘシ判及ハ  
若シ本人ノ抵抗或ハ外人ノ抵抗ニ依テ襲撃セ  
ラレシ氏ハ之ヲ参議院ニ出スヲ得ヘキヤ曰リ  
普通法ニ依テ嚴ニ其ノ要領ニ因循スル氏ハ参  
議院ニ之ヲ出ス能ハサルヘシ然レ氏如此キ判  
及ハ不在ニテ與ヘラレシヤ或ハ否ラサルヤヲ  
思考スヘキ氏ニ於テ疑アルニ於テハ許權ヲ失  
ハサル為メニ一方ノ者ハ注意シテ参議院ニ控



訴スルヲ得ヘシ○然レ氏參議院ニ為ス控訴ハ  
確定ノ判受ニ對スルニ非ラサレハ受理セラレ  
サルニ依テ一方ノ者ハ糾問ノ處置ノミニ付テ  
為シ而シテ民事ニ於テハ豫備裁判トシテ思考  
セラルヘキ省ノ判受ナレハ之ヲ參議院ニ控訴  
スルヲ得ス

第百六十一号 省ノ裁判權ハ他ノ裁判權ノ如  
ク公益ニ関スル者ナリ政府及ヒ平民ノ之ニ背  
クヲ得サルハ猶ホ他ノ裁判所ノ諸命令ニ於ル  
カ如シ○政府ハ幼者ト同一視セラルヘキ者ナ  
ルニ依テ政府ニ供スル品物ノ價ヨリ生シタル  
争論ハ御ノ判受ヲ以テ中際ノ約条ニ依テ之ヲ  
止ムルヲ得ス又々之ヲ中際人ニ託スル能ハサ  
ルナリ







リノ照會アルモ各代書人ハ此照會ニ税ヲ徴  
收スルヲ得ス且又原告被告人ノ出シタル前  
金外ニ各代書人ノ徴税シ得ルノ場合ハ欠席  
裁判ノアル時ト代書人ヲ任シ及ヒ公證人ノ  
面前ニ於テ若クハ私證書ヲ以テ代人ヲ任シ  
タルノ時トニ在リ

右ノ徴税左ノ如シ訳者ノ加  
語ナリ

巴里府ニ於テハ 十フランク

其他各裁判所管轄内ニ在テハ 七フラン  
ク五十サントーム

第六十九條 代書人カ其原告人若クハ被告人  
ノ代ト為リ勸解局ニ出ルニハ別ニ給料ヲ受  
ルヲ得ス訴訟法第五十九條第六十  
一條第七十五條等參看

第二節 第一級ノ文書

第七十條 本條ニ記スル第一級文書ニ徴スル  
税左ノ如シ

巴里府ニ在テハ 一フランク

各裁判所々轉ニ於テハ 七十サントーム

第一級文書トハ代書人ヲ任シタルヲ證スル  
ノ原稿(訴訟法七十五條)ナリト項ニ掲ク



一方ノ代書人ニ与ヘル代書人ノ招書ナリ但

レ此代書人招書ニ於テハ欠席裁判所豫審裁

判豫審ニ就及ヒ對質裁判ニ於テハ代書

人ノ其招書ヲ致ス丁數度ニ及フモ代書人ハ

一回ノ定税以上ヲ受クルヲ得ス（訴訟法第

七十九條及ヒ第八十

代書人カ裁判所ノ呼出状ヲ待タス假裁判ニ

記スル日ニ出頭セサル可カラサル丁アリ（訴訟

法第四百

五十二條願書ノ如キ総書類ト共ニ原告人ノ指出シタ

ル丁ヲ陳述スルノ原稿（訴訟法第九十

六條第四百四條被告人ヨリ書類ヲ指出シタル丁ヲ陳述スル

原稿（訴訟法第

九十七條前監評人ノ死去免職若クハ監評ヲ陳レ之ヲ

筆記レ難キ場合ニハ新々ニ監評人ヲ撰任ス

ル裁判所長ノ命ヲ送達スル丁（訴訟法第

百十條法廷辯論若クハ豫審ニ供スル書類ニ就キ之

ヲ判定シタルノ裁判後各書類受取りニ出頭

スルヲ令スルノ書狀（訴訟法第

百十五條盟ヲ為スニ就キ出頭ス可ク代書人ヨリ代書



人ニ與フル書訴訟法第百二十一條

原被両造ノ身位ニ就キ抗訴スルヲ規定スル

為メ出頭スルヲ代書人ヨリ代書人ニ告クル

ノ書訴訟法第百四十五條

被告人ヨリ原告人ニ保證ノ願書ヲ指出シタ

ルヲ述フル訴訟法第百七十九條

保證願書ノ了ヲ原告人ニ通知ス訴訟法第百七十九條

訴訟中ニ通達シ又ハ使用シタル書類ヲ通達

スルノ書ヲ送致スル訴訟法第百八十八條

書類ヲ所持スル代書人ハ必ス返納ス可キヲ

令スル書ト願書トノ通知訴訟法第百九十一條

否ト断シタルノ書類ヲ書記局へ付託スルヲ

令スル書状ヲ送致スル訴訟法第百九十一條

監評ニ就キ誓約ヲ為シ及ヒ原被ノ比較書類

ヲ出スニ本人ノ法廷ニ在ルヲ要スルカ故ニ

書類ノ信偽ヲ調査スルヲ任スル裁判官二出

頭スルヲ令スル書ヲ送致スル訴訟法第百四條

一書ヲ作為スルニ本人ノ出頭スルヲ令スル

書ヲ送致スル訴訟法第百六條

偽造ナリト断言セラレタル書類ヲ書記局ニ



附託スル丁ヲ令スル書状ヲ送致スル丁訴訟法第九

二百十九

偽造ナリト断言スル書類ノ原稿ヲ書記局ニ

持出スヲ請フニ就キ出頭スルノ令状ヲ送致

スル丁訴訟法第二

偽造ナリト断定セラレタル書類ノ原稿ヲ書

記局ニ送達スル丁ヲ令スル命令書ヲ送致ス

ル丁訴訟法第二

偽造ナリト断定セラレタル書類並ニ此書類

ノ模様ヲ記スル調書ヲ作為スルニ出會スル

ヲ要スル通知書ヲ書記局ニ附託スルヲ令ス

ル書ヲ送致スル丁訴訟法第二

證人吟味ノ調書ヲ送致スル丁訴訟法第二

實地検査ヲ任スル法官ノ書状ニシテ日限場

所及ヒ時間并ニ實地ニ出會スルヲ令スル丁

ヲ記載スル命令書ヲ送致スル丁訴訟法第二

實地検査ヲ任スル本員判事ノ調書ヲ送致ス

ル丁訴訟法第二

若シ原告人若クハ被告人ノ誓約ニ出會セザ

ル時ハ監評人ノ撰タル日限及ヒ時間ヲ記シ



タル通知收送致スル了百十五法第三

監定人ノ調書ヲ送致スル了百二十一法第三

事実及ヒ法條ニ係ル糾問書ヲ通知スル了百二十一法第三

法第三百三十五條

原被ノ中一人死去ノ通知百四十四法第三

事実ヲ否トスル通知百五十五法第三

此裁判所ヨリ彼ノ裁判所ニ轉スルノ書及其

書ニ附屬スル昏類天ニ送致スルニ付キ宣告

シタル裁判昏百七十二法第三

裁判官ヲ肯ハサルヲ拒絶スル裁判ヲ控訴ス

ルニ付キ宣告シタル判決及ヒ控訴ハ裁判セ

ラレスト又具裁判マラル可キノ日ハ幾日ニ

在ルヤトヲ記スル控訴院ノ書記局ノ調印昏

ヲ控訴シタルニ付キ宣告シタル判決ノ通知

百九十三法第三條

裁判所々長ノ面前ニ出頭シ而ノ訴訟ヲ引度

ス時ニ其今マテノ費用幾莫ナルヤヲ宣告ス

ルヲ示スノ通知書百三十三法第三

計算ヲ指シ出し及ヒ此計算ヲ可トスルニ出

会スハキ通知百三十四法第五



是ナリト確言スルノ陳述及ヒ代唇人ヲ任ス  
ル唇類ヲ附託スヘシト通知スル丁訴訟法第  
五百七十一

四條

負債主ニ對シテ他人ノ為シタル故障ノ明言

ヲ記シタル書類訴訟法第  
五百七十五條

差押ヘラレタル他人ノ手ニ留存スル品物ノ

詳細ノ景況ヲ記シタル書ヲ送致スル丁訴訟  
法第

五百七  
十八條

妻アリ其夫財産ヲ分別ヤニトスルニ付キ其  
故障ヲ述フルヲ以テ其夫ノ債主ノ請ヒニ依

リ訴訟及ヒ論弁ノ唇類ヲ其妻ノ代書人ニ通

知スルノ事ノ通知書第  
八十一條

配分ヲ受ル者ノ代書人ニ配分ヲ為スルニ委

員判官若クハ公証人ノ面前ニ出会スルヲ令

スル書第  
九十六條

右ノ唇類ヲ第一級ノ書類トス

此唇類ノ一ヲ再寫スルニハ本稿ノ税分ニ四

分ノ一ノ税ヲ徴ス

第三節 第二級ノ唇類

第七十一條 第二級ノ唇類ハ左ノ如シ



昏類ノ景況ヲ述ヘタル豫審昏ヲ新ニ指出ス

ノ書第百二条

先方ノ者ハ差出タル昏類ヲ使用シタルヲ望

ミシカ又或ハ望マサリレカラ陳述スルヲ令

スル昏ヲ送達スル丁而シテ此ヲ送達スルニ若

シ之ヲ使用シタルニ於テハ原告人ハ偽造ナ

リト記ス可シトノ言ヲ附言ス第百二十五条

原被ノ中一人呼出状ヲ受ケ此呼出状ニ自カ

ラ捺印シ或ハ其代理之レニ捺印シ或ハ其呼

出状ハ公證昏ニテ一方ノ者ヨリ偽造ナリト

言ハレタル書類ヲ使用シタリ或ハ使用セス

ト陳述ス可ク令スル書ヲ送致スル丁第百二十六条

事實ヲ条陳シタル者ニシテ其半分ハ確証ヲ

要スル者ノ書類第百二十五条

事實ニ應答シテ事實ヲ否ト漸言シ事實ヲ然

リト知り得ルヲ記スル書類

筆記シテ非難シタル者ヲ理陳スルノ書第百二十八条

應答書

証人ヲ非難シ未タ之ヲ理陳セサルニ於テハ

此ノ非難ヲ明証シ而テ此非難ヲ詳知スルタ



マノ証人ヲ呼出スル書類 第二百八十九條

監定人ヲ不可トスルノ方法ヲ記スル書類 第三百九條

其監定人ヲ不可トスルノ方法ニ應答スル文

ヲ記スル書類 第三百一十條

附加ノ訴訟ノ方法及ヒ決定ヲ記スル書類 第三百

七條

附加ノ訴訟ノ應答書

訴訟ノ再起 第三百四十七條

訴訟ヲ引キ戻ス書及ヒ之ヲ承諾シタル旨 第四百

百二條

保証ヲ指出スノ書 第五百八十八條

保証ヲ承諾スルヲ陳述スルノ旨 第五百九十九條

一方ヨリ指出シタル保証ニ就キ起レル争 第五百

十條

償金ヲ申し立ルニ就キ之ヲ与フヘシト述ハ

タル書 第五百四十四條

身分証旨ヲ改正セニテヲ請フノ旨 第五百八十六條

應答旨

右ノ旨類ノ原稿ニハ左ノ如ク徴ス

巴里府ニ於テハ 五フランク



各裁判所管轄ニ於テハ 三 フラシク七十五

カシテ一ム

右ノ書類ヲ複写スルニハ本稿ノ徵稅外ニ四分  
ノ一ヲ徵ス

第四節 歎願書及答弁書ノ本稿及

ビ其複写

第七十二条 訴訟ニ應答スルノ願書ノ原稿ニ

シテ一「バアジユ(半枚ヲ云)ニ二十五行一行ニ

十二字ヲ連ル者ニハ左ノ稅ヲ徵ス

巴里ニ在テハ 二 フラシク

各裁判所ニ於テハ 一 フラシク 五十

カシテ一ム

答弁書及ニ訴訟中ニ用ユル書類ニシテ一「バ  
アジユニ二十五行一行ニ十二字ヲ連ル者ハ



左ノ税ヲ徴ス

巴里ニ在テハ 三十 「サンチム」

各裁判所ニ於テハ 二十五 「サンチム」

各書類及裁判判決書ノ複写ニシテ裁判所使  
吏ノ送達スル者ハ代書人ノ之ヲ證シ之ニ捺  
印スルニ於テハ尽ク代書人ニ属ス可キ者ナ  
リ

第七十三条 答弁書ニ應答スヘキノ事ヲ記ス

ル願書ノ原稿ニ付テ徴収スルノ税左ノ如  
シ

巴里ニ在テハ 二 「フランク」

各裁判所ニ於テハ 一 「フランク」 五十

「サンチム」

筆記シタル豫審願書ニシテ書類ノ景情ヲ記

シ全了シタル者ハ 一 「フランク」 五十

「サンチム」

第九十三条筆記シタル豫審願書ニ應答スル

豫審書ニシテ其結末ニ已レガ依リテ論出ス

ル書類ノ景況ヲ記スル者ハ 一 「フランク」

五十 「サンチム」 ヲ徴収ス 訴訟法第九十七條



四帳ヲ超過ス可カラサル新書類ヲ指シ出シ  
タルニ付キ之レニ應答シタル願書訴訟法第百三條

第七十四條 筆記シテ豫審スルニハ其ノ萬有

ノ願書ノ本稿及ヒ複寫ニ冊數ヲ記セサル可  
カラス若シ記セサルニ於テハ其徴収税ヲ拒

絶ス可シ訴訟法第百四條

第七十五條 欠席裁判ニ抗訴スル願書ノ原稿

ニシテ其方法ヲ記スル者ハ各帳毎ニ徴収ス

ル税左ノ如シ訴訟法第百六十一條

巴里府ニ在テハ 一 フランク

各裁判所ニ於テハ 一 フランク

欠席裁判ノアリシ以前ニ抗訴方法ヲ詳備セ

シメハ仮令ヒ欠席裁判ニ抗訴スル願書ヲ出

スノ時ニ其方法無キモ之ヲ一帳ト見做シ其

徴スル税ハ 一 フランク 五十 「サンチー

ムナリ

二帳ヲ超ユ可ラサル願書ノ原稿モ前同様ナ

リ但シ外国人原告人タルキニハ保証ヲ要ス

ルノ場合ナリ訴訟法第百六十三條

二帳ヲ超ユ可カラザル應答書原稿モ同様



六帳ヲ起ス可カラザル不官轄ナリト陳述ス

ルノ願書モ同様 訴訟法第百六十八條

其ノ應答書モ同様

總目錄ヲ論議シ總目錄ヲ作為スルニ就キ其

日限ヲ請ノ願者ニシテ六帳ヲ起ス可カラザ

ル者同様 訴訟法第百七十四條

其應答書モ亦々同様

保証人ヲ呼出スヲ要セスト固執スルノ願書

モ同様 訴訟法第百八十八條

其應答書モ同様

書類ヲ指出ス可シト控制スル命令ニ抗訴ス

ルノ願書モ同様 訴訟法第百九十二條

其應答書モ同様

偽造ノ方法ヲ記載スルノ願書モ同様 訴訟法第百九

二十九條

偽造方法ニ應答スルヲ記シタル願書モ同様

訴訟法第百三十條

干涉ノ願書モ同様 訴訟法第百三十九條

干涉願書ニ應答シタル願書モ同様

訴訟再起ノ願書ニ就キ争ヲ起スノ願書ノ六



帳ヲ起ヘザル者同様 訴訟法第三  
百四十八條

其應答書モ同様

事實ヲ否トスル事ニ抗スル方法ニ用ユル願

書モ同様 訴訟法第三  
百五十四條

其應答書モ同様

親屬或ハ外親ノ故ヲ以テ他ノ裁判所ニ轉ス

ルノ願書ニ抗スル願書モ同様 訴訟法第三  
百七十三條

其應答書モ同様

暫時審判ヲ停止スルヲ乞ノ願書ニシテ六帳

ヲ起ヘサル者同様 訴訟法第  
四百三條

其應答書モ同様

他人抗訴ノ願書同様 訴訟法第  
百七十五條

其應答書モ同様

附屬再審願書モ同様 訴訟法第  
百九十三條

其應答書モ同様

不正ヲ為シタリト訴ヘラレタル法官ノ防弁

ヲ載ル願書モ同様 訴訟法第  
百十四條

其應答書モ同様

計算帳ノ原稿ニシテ其緒言ノ六帳ニ起ヘザ

ル者モ同様 訴訟法第  
百三十一條



其原稿ハ一通ニ限ル可シ

渡方差番ヲ受ケタル訴訟人ノ然リト陳述シ

タル事ヲ爭論スルノ場合ニ於テ渡方ヲ差番

ラレタル者其法官ノ面前ニ於テ他ノ裁判所

ニ轉セント請フ願書ノ原稿ニシテ六帳ヲ起

ヘサル者訴訟法第五  
百七十条

其應答書モ同様

真ニ供給シタル事ノ当否ノ論議ヲ附加シテ

訴フルノ願書モ同様訴訟法第八  
百十五條

其應答書モ同様

六帳ヲ起エザル書類ヲ預知セント請フ願書

モ同様訴訟法第八  
百四十七條

其應答書モ同様

財産ヲ分散セント訴ルニ於テ夫ノ債主ヲ干

渉セレメント請フノ願書訴訟法第八  
百七十一條

其應答書モ同様

前ニ記スル願書ノ各帳ニ徴収スルノ税左ノ

如シ

巴里府ニ於テハ二フランク

各裁判所ノ管轄ニ於テハ一フランク



而シテ其ノ各複寫ニハ四カノ一  
各應答ノ帳數ニ願書ノ帳數ヲ超ユ可カラズ  
仮令許可アル者トモ此願書及ヒ應答書ノ刊  
刑ニハ決シテ税ヲ徴スルヲ得ス

第五節 原稿ニ大字ヲ要セザルノ  
願書及ヒ各書類ノ寫

第七十六條 筆記ノ豫審或ハ論弁ニ他ノ監評  
人ヲ撰ノ願書訴訟法第百十九條

又席裁判狀ヲ訴訟人ニ送達スルトシテ使吏ニ  
任スルノ願書訴訟法第百五十六條

代書人ヲシテ已テニ受取リタル書類ヲ返付  
セシムルノ願書訴訟法第百九十一條

定日定時ニ書類比較ヲナスタメ出會セン  
ヲ一方ノ訴訟人ニ令スル書類ノ信偽ヲ

取調ルノ委任法官ニ請フノ願書訴訟法第百九十九條

鑑定人ニ誓ヲ為サシメンカタメ又或ハ受附  
託人ヲシテ其附託ナル書類比較ヲ指出サシ

メント令スル書類ノ信偽ヲ取調ルノ委  
任法官ニ請フノ願書訴訟法第百四條  
偽造ナリト訴タル書類ノ小字ノ原稿ヲ受附



託人ヨリ指出ス可シト令スル書ヲ偽造ナリ

ト附属ニ訴ハタルヲ取調ルノ委任法官ニ請

ノ願書訴訟法第二  
百二十一條

証人ノ出會スルノ日限時間ヲ記スル令書ヲ

証人ヲ糾問セシタメ其委任法官ニ請フノ願

書訴訟法第二  
百九十九條

日限時間場所ヲ記スル令書ヲ実地検査ラセ

ニタメ其委任法官ニ請フノ願書訴訟法第二  
百九十七條

官選若クハ公選ノ鑑定人ニ誓ヲ為サシメタ

ル委任法官ニ請フノ願書訴訟法第  
三百七條

訴訟ヲ引キ戻シタルノ場合ニハ訴訟入費ヲ

施行セシメンタメ裁判所長ヨリ令書ヲ請フ

ノ願書訴訟法第  
四百三條

計算ヲ取調ルタメ出會ノ日限及ヒ時間ヲ定

メタル令書ヲ委任法官ニ請フノ願書訴訟法  
第五百

三十一  
四條

法律ノ指示スル場所ヨリ最モ利益アル場所

ニ於テ差押ハタル品物ヲ賣却スルノ許可ヲ

乞フ願書訴訟法第六  
百十七條

使吏ヲシテ禁錮ヲ言渡シタル裁判状ヲ送致



セシハルノ願書訴訟法第  
七百八十条

急速ヲ要スルノ場合ニハ非常法ヲ以テ送致

スルノ願書訴訟法第  
八百八条

家屋及ニ下作ニ為シタル田地ノ如キ品物及

ニ動産物ヲ差押ルヲ請フノ願書訴訟法第  
八百九条

債主ト同居セラル負債主ノ品物が債主ノ住

スル地ニ在レハ之レヲ差押ルノ願書訴訟法  
八百

二十  
二条



千八百七十七年十二月十七日生徒ニ出シタル  
ル第二問ノ答議

人權物權ニ殊別ナル性質ヲ舉示シ以テ其差  
違ヲ明瞭ナラシメヨ

凡ソ權利ハ吾人ニ利益ヲ與ヘ幸福ヲ得セシ  
ムルノ徽義ヲ具スルニ由リ他人ハ宜ク之ヲ  
宗尊ス可ク決シテ之ヲ害ス可ラサル也是レ  
公權アリ裁判廳アリテ此權利ヲ保護シ他人  
ヲメ之ヲ侵サ、ラシメンヲ圖ル所以ナリ  
前段開陳スル所即チ此レ人權物權ニ普通ノ



性質ナリ

然レ氏此二者ヲ相互ニ比較スル氏ハ大ニ著明ナル等差アルアリ蓋シ物權ハ吾人ヲノ物品ト直接ノ關係ヲ有セシムルヲ以テ我輩ハ直チニ此物品ニ付テ之ヲ行フヲ得可キ也今所有權ニ付テ茲ニ一例ヲ舉ケンニ我物品ハ我輩隨意ニ之ヲ使用ユルヲ得可ク又隨意ニ之ヲ處置スルヲ得可ク唯顧慮ス可キハ他人ノ利益ト公安トヲ害セサラントニ在ル

且ツ此權利タルヤ他人ヨリ押領若クハ他ノ不正ナル所為ヲ以テ我輩ニ之ヲ行フヲ妨害セサルヨリハ決テ我輩ヲ他ト關涉ヲ保タシメサルモノナリ

此ニ及シ人權ハ直チニ物件上ニ行フ可キモノニ非ス吾人ニ向ヒ正當ニ義務ヲ負ヘル人ニ對シ行フ可キモノ也人權ヲ有スル者ハ之ヲ債主ト云ヒ其人權アリテ義務ヲ有スル者ハ之ヲ負債主ト云ヒ實際上ニ於テ人權ト物權トノ等差ハ頗ル夥多ナリ



第一 若シ人アリ余ノ物權ヲ侵シ以テ余ノ物品ヲ押領スル者アルハ假令ヒ此人ニ辨償力ナクシテ損害ノ要求ヲ充足スル能ハスト雖モ余ハ此物品ノ全部ヲ取戻シ得可キ也

此ニ及シ余ノ有スル所人權ノミニテ負債主ニ辨償力ナキ時ハ余モ他ノ債主ト與ニ金高ニ相當ナル損失ヲ負ハサルヲ得ス

第二 若シ余ニ所有權アラステ書入ノ權又ハ入額所得ノ權ノ如キ他ノ物權アル時ハ假令其物權ノ附着スル物他人ノ手ニ轉移スルトモ余ノ物權依然トシテ其物ニ附着スル猶オ其轉移前ト異ナルヲ無シ何トナレバ余ノ權ハ此物ニ附着スル者ナレハ也

若シ此ニ及シ余ニ人權アルノミニテ負債主其返還ス可キ物ヲ他ニ讓渡シタリトセバ余モ其買主ニ物權ヲ有スルヲ申立ワルヲ得ス唯負債主ニ償金ヲ請求スルノ權アルノミ

第三 物權ヲ得ルノ方法ハ人權ヲ得ルノ



方法ト自カラ異ナルモノトス但シ此ニ  
種ノ權ヲ得ルニ普通ノ方法ナキニシモ  
非ラサルモ其數マ權ヲ得ル固有ノ方法  
ニ比スレバ實ニ尠シト云フ可シ  
此事項ニ管シ其適施ヲ論スルハ大ニ  
繁雜ヲ極メサルヲ得ス若シ生徒諸君ノ  
中茲ニ論及セシ者アラバ其述フル所正  
理ニ適スルマ否マヲ驗セヨ

第二款 初告裁判所代訟人

第三節 各種ノ賣買ニ就キ代訟人  
ノ受ク可キ格段ナル賃料

第七條 不動産差押ノ調書

初告裁判處代訟人ハ下條ノ事件ニ就キ其  
賃料ヲ附與サル可シ

不動産差押ノ調書及ヒ報知書ノ登記ヲ為ス

事ニ就キ 訴訟法第六百  
七十八條參考

登記書ノ拔寫ヲ渡ス事ニ就キ 六百九十  
二條參考

登記書取調方及ヒ差押ヘタル不動産ノ賣者



ヲ呼出ス為ノ其招書ヲ預備スル事ニ就キ九十二  
条参考

六百九十一条及ヒ六百九十二条ニ因リテ制限サレタル送達書ヲ書入質役所ノ簿冊ニ附

記スル事ニ就キ六百九十  
三条参考

差押ノ旨ヲ書入質役所ノ簿冊ニ登記シタル端ニ糶賣裁判言渡書ヲ略記スル事ニ就キ七  
百

十六  
条参考

差押ノ調書ヲ書入質役所ノ簿冊ニ登記シ置キタル端ニ第七百四十三條第二項及ヒ第七

百四十四條ニ記載アル裁判言渡ヲ略記スル

事ニ就キ七百四十  
八条参考

巴理府ニテハ 六フランク

他ノ裁判處管轄ニテハ四フランク五十

カンナム

故障申述ト共ニ其公布ヲ為ス事ニ就キ六百  
九十

五  
条参考

巴里府ニテハ三フランク

他ノ裁判所ニテハ二フランク四十五

カンナム



以前ニ為シ置キタル差押ヨリ更ニ多分ノ差押アル時ハ其債主ヨリ第一次ニ差押ヲ為シタル債主ハ報知シ且ツ之ヲ促カシテ自ラ其要意ヲ為サシムル事ニ就キ

七百二十  
条参考

巴里府ニテハ三フランク

他ハニフランク二十五サシク

一ム

各寫毎ニ此賃料ノ四分ノ一ヲ拂フ可シ

債主負債者ノ財産ナリトシテ差押タル不動産ヲ他人己レノ財産ナリトシテ差押ヲ免カ

レシメントスル其訟ヲ為スノ憑據タル證書

ヲ書記局へ差出ス事ニ就キ

七百二十六  
条参考

巴里府ニテハ三フランク

他ハニフランク四十五サシク

一ム

不動産差押ノ後子其預権者總負承諾ノ上之ヲ其公證人ノ面前カ又ハ裁判处ニ於テ公賣

セシトテ請訴スル事ニ就キ

七百四十  
五条参考

巴里府ニテハ六フランク

他ハ四フランク五十サシク



ム

第八條 負債者其債ヲ償ハシカ為メ其不動産  
ヲ賣拂フタル時債主更ニ高價ニ之ヲ賣拂ハ  
ント為ルタメ復タ之ヲ糶賣ニ為ス事  
使吏ヲ任ス可キ為メ其願ヲ為ス事ニ就キ

三十二  
条参考

巴里府ニテハニフラレク

他ハ 一フラレク五十サレク

ム

保證人自ラ承諾セシ旨ヲ述フル為メノ書面

及ヒ其保證人ノ有力ヲ證スル憑據書ヲ裁判

所ノ書記局へ差出サシムル事ニ就キ

巴里府ニテハニフラレク

他ハ 二フラレク二十五サレク

ム

保證人ノ有力ヲ証スル憑據書ヲ通達スル事

ニ就キ

巴里府ニテハニフラレク

他ハ 二フラレク二十五サレク

ム



第九條 幼者ニ屬スル財産ノ賣買

幼者ニ屬スル不動産ヲ賣拂フ事ニ管レテ其親族會議決定ノ事ヲ裁判處ニ於テ確認セシムル為メ其願ノ事ニ就キ

巴里府ニテハ七フランク・五十サニク

一ム

他ハ 五フランク五十サニク

ム

許價人ノ為ニタル許價書ノ本書ヲ通達スル事ニ就キ 九百五十五元 条参考

巴里府ニテハ六フランク

他ハ 四フランク五十サニク

ム

許價書ヲ裁判所ニ於テ確認セシムル為メ其願ノ事ニ就キ

巴里府ニテハ七フランク五十サニク

ム

他ハ 五フランク五十サニク

ム

任所ノ差別ナク總テ代證人ハ許價人ヲ用



ガレ場合ニ限り直段附方ニ就キ助力勤勞ノ

賃料トシテ二十五ヲランクヲ拂フ可シ但シ

同法令第十一條ノ規則ト抵触ス可カラズ

糶賣ノ筒條書ヲ公證人ノ面前へ持出ス可キ

場合ニ於テハ其通達ノ事ニ就キ九百五十  
四條參考

巴里府ニテハ六ヲランク

他ハ四ヲランク五十ナニナリ

ム

附直段ヨリ一層低價ニ之ヲ賣却スル為メ其

許可ヲ願フ事ニ就キ九百五十  
三條參考

巴里府ニテハ七ヲランク五十ナニナリ

ム

他ハ五ヲランク五十ナニナリ

ム

特別民法七百九  
十三條ニ詳ナリノ相續ニ管スル不動産婚姻

ノ時持参スル不動産間相續ニ管スル不動産

此等ノ不動産賣買ノ場合ニ於テモ尚ホ前條

ノ法則ニ從ヒ其賃料ヲ定ム可シ

第十條 遺物財産ノ分配及ヒ糶賣ハルタリシ  
ハレタリシ

更ニ代任サレタル裁判官又ハ公證人ヲ確定



スル為メ其願ヲ為ス事ニ就キ九百六十  
九条参考

巴里府ニテハ三フランク

他ハニフランク二十五サニキ

一ム

許價調書通達ノ事ニ就キ九百七十  
一条参考

巴里府ニテハ六フランク

他ハ四フランク五十サニキ

ム

評價人ノ申立書ノ承諾ヲ需ムル為メニ此代  
訟人ヨリ彼代訟人へ決定書ヲ送達スル事ニ

就キ

巴里府ニテハ七フランク五十サニキ

一ム

他ハ五フランク五十サニキ

ム

各寫毎ニ此賃料四分ノ一ヲ拂フ可シ

一切評價人ヲ用井ズシテ賣買ヲ為ス時ニハ

其附ケ直段正定ノ為メ又正物ヲ用テ分配ヲ

定メル時ニハ其分派評定ノ為メ種々緊要ナ

ル方法ヲ施シタル助力料トシテ任所ノ差別



ナク必ラス其代訟人へハ二十五フランクヲ  
拂フ可シ

但シ價<sup>下</sup>評<sup>上</sup>入ナシニ賣買ヲ為ス時ニ限り同法

令第十一條ノ規則ト抵触スル事ナカル可シ

糶賣ノ筒條書ヲ通達スル為メ其招書ヲ為ス

事ニ就キ九百七十  
三条参考

巴里府ニテハ一フランク

他ハ七十五サンチム

各寫毎ニ其四分ノ一ヲ拂フ可シ

裁判處ノ書記局へ糶賣ノ筒條書ヲ通達スル

事ニ就キ其糶賣ニ管スル代訟人へハ

巴里府ニテハ六フランク他ハ四フラン

ク五十サンチムヲ拂フ可シ

又之ヲ公證人へ通達スルニモ前条ト同一ニ

其原告代證人及ヒ其糶賣ニ管スル代證人等

ハハ

巴里府ニテハ六フランク他ハ四フラン

ク五十サンチムヲ拂フ可シ

附ケ直段ヨリ低價ニ賣却セント其許可ヲ得

ル為メニ此代訟人ヨリ彼代訟人へ決定書ヲ



送達スル事ニ就キ

巴里府ニテハセフランク五十サシム

ム

他ハ

五フランク五十サシム

ム

各寫毎ニ四分ノ一ヲ拂フ可シ

第四節 賣買諸種ニ普通ノ賃料

第十一条 未タ裁判上ニテ見認メ無キ箇条書

ノ寫ヲ為ス事ニ就キ一葉二十五行一行十二

綴字ト定メ其書目毎ニ六百九十  
条参考

巴里府ニテハニフランク他ハ一フラン

ク五十サシムヲ拂フ可シ

又其箇条書ヲ裁判所書記局へ附送スル事ニ

就キ

巴里府ニテハニフランク他ハニフラン

ク四十サシム

控訴院ヨリ指定セシ新聞紙へ記録ス可キ為

メ其抜書ヲ為ス事ニ就キ

巴里府ニテハニフランク他ハ一フラ

ンク五十サシム



成法上ニテ制定アル記録ノ数ノ多少ニ應

テ其代訟人ノ賃料モ自然増減アル可シ

非常記録ヲナス為テ其許可ヲ得ル事ニ就キ

巴里府ニテハニフランク他ハ一フテ

ク五十サレキム

此賃料ハ正ニ其許可ヲ得タル場合ニ非ラザ

レハ拂フニ及ハス

非常記録ヲ為サシムル事ニ就キ

巴里府ニテハニフランク他ハ一フテ

ク五十サレキム

邑長ヲシテ正ニ其版師ノ花押ヲ認定セシム

ル事ニ就キ六百九十  
一条参考

巴里府ニテハニフランク他ハ一フテ

ク五十サレキム

貼附書ノ體裁ト為シ之ヲ本書ニ申立テ別段

属ヲ為サズシテ摺版ニテス可キ抜書ノ事ニ

就六百九十  
九条参考

巴里府ニテハ六フテ他ハ四フテ

ク五十サレキム

原告代訟人ハ貼附書ノ事ニ就キ故障アル毎



ニ必ラス右ノ賃料ヲ受ク可シ

糶賣ノ争ニ就キ七百ニ  
年参考

巴里府ニテハ十五フランク他ハ十二フ

ランク

其仕組ハ何レモ各分派毎ニ必ラズ此賃料ヲ

拂フ可シ、但シ若シ其分派ノ数六箇以上超過

スル時ハ其過數ノ賃料ハ拂フニ及ハズ

諸賃料ノ總高ハ各買受人中へモ其負數ハ何

レタリモ俱ニ之ヲ分與ナル可シ

以上定メアル賃料ニ係ハラズ總テ糶賣物ノ

價額二千フランク以上ヲ超過スル時ハ原告

代訟人へハ下條ノ賃料ヲ拂フ可シ

二千フランク以上一萬フランク以下

一分(百分ノ  
一十ナリ)

一萬フランク以上五萬フランク以下

半分

五萬フランク以上十萬フランク以下

四分ノ一

十萬フランク以上無限 八分ノ一

同一箇ノ訴訟ニ関セシ財物ヲ分派シテ糶賣



ヲ為ス場合ニ於テハ其糶賣ニ管ス可キ扣金ノ總額ヲ定メル為メ其諸分派ノ價額ノ總高ヲ併合ス可シ

若シ其諸分派ノ仕組諸種ノ不動産ニテ為サレタル時ハ此扣金ノ總額ヲ定ムルニハ各分派ニ就キ別々ニ之ヲ精算ス可シ

評價ヲ命スルト否トハ適宜ノ場合ニテ若シ裁判所ニテ之ヲ命セザリシ時ハ此扣金ハ下条ノ如ク定メラル可シ

ニフランク以上一万フランク以下

一分半

一万フランク以上十万フランク以下

一分

十万フランク以上三十万フランク以下

半分

三十万フランク以上無限

四分の一

糶賣物ノ價額ニ應シテ扣金ヲ為ス所ハ之ヲ其糶賣ノ場所ニ於テ左ノ如ク分附ス可シ

原告代訟人へ半額ヲ附シ他ノ半額ハ之ヲ其糶賣ニ関シタル代訟人中へ同等ニ分附



ス但シ此終ノ分附ニモ亦夕原告代訟人共  
ニ干預ス可シ

延期裁判ノ事ニ就キ 七百三  
条参考

巴里府ニテハ六フランク他ハ四フラン  
ク九十サンテーム

糶リニテ價直ヲ附ル事ニ就キ 七百六  
条参考

巴里府ニテハ七フランク五十サンテーム  
ム他ハ五フランク六十サンテーム

糶リニテ價ヲ附ル事及ヒ自ラ買受人ト為ル  
事ニ就キ 七百七  
条参考

巴里府ニテハ十五フランク他ハ十一フ  
ランク二十五サンテーム

代買ヲ明告セシムル事ニ就キ 七百七  
条参考

巴里府ニテハ六フランク他ハ四フラン  
ク五十サンテーム

糶リニテ價直ヲ附ル事又ハ代買ヲ明告セシ  
ムル事ニ管スル賃料ハ總テ其價ヲ附ケタル  
人又ハ買受人ノ任タル可シ

第十條 糶賣ノ附ク直段ヨリ更ニ少ク凡六  
分一ヲ増シタル價ヲ裁判所書記局へ申述へ



ル事ニ就キ 七百八  
条参考

巴里府ニテハ 十五フランク

他ハ 十一フランク二十五

サンチーム

高價ヲ附クル旨ヲ記シタル書面ニ関ス可キ

事件ニ就キ

巴里府ニテハ 一フランク

他ハ 七十五サンチーム

各馬毎ニ其四分一ヲ拂フ可シ

買受人其羅賣ニ関ス可キ必要ナル条件ヲ遵

守セシ事ヲ明證スルコト能ハザリシ時ハ其事

ヲ見認メル為メ書記官又ハ公証人ノ認定書

ヲ請求スル事ニ就キ 七百三十四条ヨリ  
九百六十四条参考

巴里府ニテハ 三フランク

他ハ 二フランク二十五サ

ンチーム

箇條書ヲ裁判所書記局へ附送スル事、貼附書

ノ体裁ニ為スタメ又ハ新聞上へ記録スルタ

メ其抜書ヲ為ス事七百八条ニ據リテ認許サ

レタル場合ニ於テ附直段ヨリ高價ヲ附ケタ



ル後又ハ過度ノ價額ヲ附ケタル後ニ於テ代  
買ヲ明告セシムル事、此等ノ事ニ就キ代訟人  
ハ拂フ可キ賃料ハ同法令第十一條ニ據リテ  
定メラル可シ即チ附直段ヨリ高價ヲ附ケタ  
ル事又ハ過度ノ價額ヲ附ケタル事ニ因リテ  
生シタル過額ニ就キ其適應ノ扣金ヲ原告代  
訟人ハ拂フ事是レナリ  
裁判上ノ賣買ニ管スル他ノ賃料ヲ拂フハ別  
段神速ニ管スル事件ニ就キ制定アル場合ノ  
ミタル可シ

第十三條 代訟人ニ屬スル書面ノ寫ニ就キ一  
葉二十五行、一行十二綴字ト定メ其書目毎ニ  
巴里府ニテハ 三十センチム  
他ハ 二十五センチムヲ  
拂フ可シ

第三款 公證人

第十四條 凡ソ不動産賣買ヲ裁判所ヨリ公証  
人ノ面前ハ附送シタル場合ニ於テハ其公証  
人ハ箇条書ノ寫ニ就キ一葉二十五行、一行十  
二綴字ト定メ左ノ賃料ヲ受ク可シ



巴里府ニテハ

ニフランク

他ハ

一フランク五十サン

子一ム

此賃料ノ対ニ公証人ハ左ノ賃料ヲ受ク可シ

賣物ノ價額一萬フランク以内

一分<sub>分百</sub>

一ノ

一萬フランク以上五萬フランク以内

半分

五萬フランク以上十萬フランク以内

四分ノ一

十萬フランク以上無限

八分ノ一

以上定メアル賃料ヲ受クル公証人ハ自ラ箇

条書ヲ編纂シ且ツ自己ノ面前ニ於テ其糶賣

ヲ為サシム可シ但シ此公証人ハ其糶賣ノ調

書ノ本書ニ就テハ何レノ賃料モ要求スルコ

ト得ズ

其他一切訴訟ニ管ス可キ事件ヲ執行スルハ

總テ代訟人ノ任ニ在リ依テ其事件等ニ関ス

ル賃料ハ代訟人自ラ之ヲ受リ可シ且ツ許價

人ヲ用ユルト否トノ自由ナル場合ニ於テハ

手八

司書



其代證人ハ右ノ賃料ノ好ニ同法令第十一條ニ定メアル扣金ト此第十四條ノ第二項ニ定メアル扣金トノ差引ニ應ニテ其賃料ヲ受ク可シ

第四款 許價人

第十五條 凡テ許價人ハ自己ノ住所内又ハ其住所内ヨリニ「ミリヤマト」ルノ場所ニテ許價スル時ハ三時間毎ニ左ノ賃料ヲ受ク可シ

九百五十五條及九百五十六條参考

「ミリヤマト」ニテハ

器械師及ヒ耕作人へハ 四ツラ

シク

工藝人及ヒ其他ノ藝人へハ ハツラ

シク

諸則ニテハ

器械師及ヒ耕作人へハ 三ツラ

シク

工藝人及ヒ諸藝人へハ 六ツラ

シク

ニ「ミリヤマト」ル以上ヲ超過スル時往還ノ



旅費及ヒ食料賃トシテ一<sup>リ</sup>ミリヤメートル毎  
ニ工藝人及ヒ諸藝人ハハ

巴里府ニテハ 六フラレンク

他ノ州ニテハ 四フラレンク五十サン

キームヲ拂フ可シ

工藝人及ヒ諸藝人等長ク滞在スル場合ニ於  
テハ一日四度ノ評價ヲ為ス事ト定メ置キ左  
ノ賃料ヲ拂フ可シ

巴里府ニテハ 三十二フラレンク

他州ニテハ 二十四フラレンク

若シ一日四度ノ評價ヲ為サザリシ時ハ必ラ  
ズ其賃料ヲ減少ス可シ

ニ<sup>リ</sup>ミリヤメートル以上ノ場所へ耕作人ヲ派  
遣スル時ハ往還ノ旅費及ヒ食料賃トシテ一  
<sup>リ</sup>ミリヤメートル毎ニ三フラレンクヲ拂フ可シ  
但シ五<sup>リ</sup>ミリヤメートルヲ超過スル時ハ之ニ  
應シテ其賃料ヲ増加セズ

評價人ハ若シ其裁判所ノ場所ヨリニ<sup>リ</sup>ミリヤ  
メートル以好ノ場所ニ居住スルキハ其派遣  
費用ニ係ハラズ自ラ盟約ヲ為ス事ニ就キ及



其評價書ヲ附送スル事ニ就キ、此二箇ノ賃料ヲ受ク可シ而シテ此賃料ハ評價人滞在日當ノ五分ノ一トス

以上定メアル賃料ノ外ハ、仮令ヒ格段ナル旅費及ヒ食料入費アル氏、又ハ筆記者或ハ測量者等ハ助カヲ依頼スル事アル氏、何レノ事實アルモ評價人ハ決シテ其賃料ヲ要求スルコト能ハス、依テ若シ如斯キ費用アル時ハ必ラズ評價人自ラ之ヲ拂フ可シ

裁判長官ハ總テ評價人ノ賃料ヲ正定スルニ當リ自ラ餘リ過當ノモノト認ムル時ハ適宜ニ其數ヲ減少スルコト有ル可シ

第三章 他ノ控訴院管轄ニ関ス可キ箇条

第十六條 巴里府ノ初告裁判所ニ管シ前第二章ニ據リテ定メラレタル賃料ハ「マルセイユ府」<sup>リ</sup>「アン」<sup>ン</sup>府、<sup>リ</sup>「ボルドー」<sup>ド</sup>府、及ヒ「ルアン」<sup>ン</sup>府ノ初告裁判所ニ管シテモ同ク通施ス可シ

此ノ賃料ノ諸額ヨリ、控訴院ノ設置アル府及ヒ人口三萬ヲ超過スル府ニテハ其初告裁判所ノ費用トシテ十分ノ一ヲ減ス可シ



其他ノ初告裁判所ノ費額ハ總テ巴里府控訴  
院ノ管内ニアル初告裁判所ニ就テ定メラレ  
タル者ト同一ナル可シ但シ巴里府内ノ初告  
裁判所ノ費額ハ此限ニ非ラズ  
併シ同法令第九條及第十條ニ因リテ定メラ  
レタル二十五ヲラレクノ定税及シ同法令第  
十一条及シ第十四條ニテ定メラレタル扣金  
ハ何レノ場所タリ氏其差別ナク佛蘭西全國  
中之ヲ納ム可キ者トス  
第二章ノ第四款ニ記載アル規則ハ該款へ指  
定アル區別ノニニ因リテ何レノ場所タリ氏  
之ヲ適施ス可シ

#### 第四章 通則

第十七條 總テ不動産賣買ニ附帯シタル訴ニ  
管ス可キ者ニシテ且ツ同法令ニ記載アル格  
段ノ規則中ニ入ラザル諸事件ニ就テハ恰モ  
急速吟味ノ法式ヲ以テ之ヲ吟味スル訴ト同  
一ニ訴訟法第七百十八條及シ同法令第十二  
條第二項ニ依遵シテ其賃料ヲ定ム可シ  
裁判所ニテ不動産賣買ノ事ニ就キ開訟中ニ



當り若シ全ク之ニ附帶ス可キ者ニ非ラズシ  
テ通常ノ者ト省定ム可キ一ノ詞訟ノ起ル  
アル時ハ之ニ管スル諸事件ノ費額ハ全ク通  
常訴訟ノ為メニ定メラレタル者ト同一ナル  
可シ

第十八條 總テ箇条書中ニハ其裁判事務ニ関  
ス可キ諸吏ノ為メニ其裁判入費規則ニ因リ  
テ定メアル者ヨリ他ノ賃料及ヒ之ヨリ過当  
ノ費額ヲ納<sup>納</sup>定スルハ公然防禁サル、者ナリ  
○依テ仮令ニ如此キ納<sup>納</sup>定アル氏必ラズ消滅  
ニ歸ス可シ

第十九條



千八百五十二年二月十七日

印刷ノ構成ニ関スル布告

第一章 定期新聞及ヒ雜誌ニ付テ豫メ請フ  
ヘキ許可及ヒ其保証金

第一条 何様ノ定期新聞及ヒ雜誌ニテモ国事

或ハ世上一般ノ理財ノ事ヲ記スル者ナレハ

仮令ヒ終篇定期ニ出版シ或ハ一部分不定ニ

出版スルモ是ニ拘ハラヌ必ス豫メ政府ノ許

可ヲ得サレハ之ヲ作り之ヲ公ケニスルヲ得

ス○此許可ハ丁年ノ法朗西人ニシテ民権及



ニ国事ニ参スル権ヲ有スル者ニ非ラサレハ  
之ヲ與フルヲ得ス。○政府豫メノ許可ハ新聞  
ノ支配人編集長有所者或ハ世話人ノ身ニ付  
テ变换スル所アル毎ニ必ス吏ニ之ヲ請ハサ  
ルヘカラス。千八百六十八年五月十一日ノ法  
第十六条ニテ之ヲ廢ス。

第二条 外国ニ於テ出版シタル国事或ハ世上  
ノ理財ヲ述フル新聞ハ政府ノ許可ナキニ於  
テハ之ヲ法朗西ニ流布スルヲ得ス。○流布ス  
ルヲ許可セサル外国新聞ヲ誘入レ或ハ配達  
セシ者ハ一月ヨリ一年ニ至ル禁錮及ヒ百法  
朗ヨリ五千法朗ニ至ル罰金ヲ以テ刑セラル  
ヘシ。

第三条 国事或ハ世止ノ理財ヲ記スル定期新  
聞雜誌ノ所有者ハ其尙先前ニ保証金ヲ現金  
ニテ官庫ニ納メサルヘカラス其利息ハ保証  
金ニ付テ法ノ定メサル高ニ從フテ官ヨリ之  
ヲ拂フヘシ。千八百七十一年七月六日ノ法ヲ  
見ルヘシ。

第四条 セーヌ州セ子ヲワーズ州セ子マルヌ



州及ヒローノ州ニ付テハ保証金ハ左ノ如ク  
定メラル○定期新聞或ハ雜誌ノ定日出版ナ  
リ又ハ不定出版ナリ一週間ニ三度以上発兌  
スル者ノ保証金ハ五十千法朗ナルヘシ○一  
週間ニ三度ノミ或ハ猶ホ遠ク隔テ、発兌ス  
ル者ノ保証金ハ三十千法朗ナルヘシ○五十  
千及ヒ其以上ノ人口アル市街ニ於テハ一週  
間三度以上発兌スル定期新聞及ヒ雜誌ノ保  
証金ハ二十千法朗ナルヘシ○他ノ市街ニ於  
テハ保証金ハ十五千法朗ナルヘシ又一週間  
三度或ハ猶ホ遠ク隔テ、発兌スル定期新聞  
或ハ雜誌ニ付テハ此ノ場合及ヒ前場合ニ於  
テ其金額ノ半高ナルヘシ(千八百七十一年七  
月六日ノ法ヲ見ルヘシ)

第五條 豫メ許可ヲ得ス保証金ヲ納メス或ハ  
保証金十分ナラスレテ定期新聞或ハ雜誌ヲ  
発兌スルキハ違背レテ発兌シタル各号或ハ  
各印ウレゾレニ付テ百法朗ヨリ二千法朗  
ニ至ル罰金及ヒ一月ヨリ二年ニ至ル禁錮ニ  
刑セラルヘシ○定期新聞或ハ雜誌ヲ発兌セ



シ者及ヒ印刷人ハ連帯シテ責任ヲ負フヘシ

○其定期新聞雜誌ノ突免ヲ止ムヘシ

第二章 定期新聞ノ印紙

第六条 二十五デシメートルヨリ三十二デシ

メートル即チメートルノ十分一四方ノ紙十葉

以下或ハ五十デシメートルヨリ七十二デシ

メートル四方ノ紙五葉以下ノ定期新聞雜誌

及ヒ国事ヲ記シタル彫刻或ハ石版刻ノ定期

冊子ハ印紙税ヲ拂ハサルヘカラス○此税ハ

セーヌ州及ヒセ子ヲワルズ州ニ於テハ七十

ニデシメートル四方及ヒ其以下ノ紙一葉ニ

付キ六サンチムナルヘク又其他ハ何州ニ

於テモ突免シタル定期新聞彫刻或ハ雜誌ニ

付テ三サンチムナルヘシ○十デシメートル

ル四方以上以下ニ生スル分数ニ付テハ其分

数毎ニセーヌ州及ヒセ子ヲワルズ州ニ於テ

ハ一サンチム半ヲ増シ其他ハ何レニ於テ

モ一サンチムヲ増スヘシ○官用新聞ノ附

録ハ仮令ヒ其数何程ナルモ印紙税ヲ免スヘ

シ(千八百七十年九月五日ノ布告ヲ見ルヘシ)



第七條 出版ノ衰微スルキハ定期新聞雜誌ノ  
出版人ニ印紙稅百ニ付テ一ヲ却復スルヲ許ル  
スヘシ

第八條 現法ニテ定メタル印紙稅ハ外國ニ於  
テ免スル新聞雜誌ニ當ツルヲ得ヘシ但シ  
交際上ノ條約ニテ反對ノ約束アルキハ此限り  
ニ非ス○此稅金取立ノ方法ハ行政ノ規則ニ  
ニテ之ヲ定ム

第九條 国事或ハ世上理財ノ事ヲ記スル無定  
期雜誌ニシテ現在免中ニ非ル者或ハ現法  
前ニ係リ而シテ官ニ屬セサル者若シ二十五  
デシメートルヨリ三十二デシメートル四方  
ノ印刷十葉以下ニシテ一回或ハ數回ノリウ  
レゾシニテ免セラレシキハ一葉毎ニ五  
サンチームノ印紙稅ヲ拂ハシムヘシ○十デ  
シメートル四方以上以下ニ拘ハラズ餘分ノ  
分数毎ニ一サンチーム半ヲ拂ハシム○此規  
則ハ外國ニテ免シタル無定期雜誌ニ當ツ  
ルヲ得ヘシ法朗西ニテ免シタル雜誌ニ付  
テ定メタル印紙稅則ニハ輸入ノ時後ハシム



へし

第十条 騰記所ノ<sup>グレホセ</sup>役員司法警察官吏及ヒ公力ヲ行フ者ハ現印紙税則ニ違背シテ察免シタル新聞雜誌ヲ差押ルヲ得ヘシ此諸員ハ調書ヲ作りテ差押ヲ確記シ而シテ三日内ニ調書ヲ犯罪人ニ示スヘシ

第十一条 定期新聞印刷物又ハ雜誌ニ付テ現法ノ諸規則ニ違背スル各犯罪ハ不足税ヲ納メシムルノ外印紙税ヲ拂ハサル一葉及ヒ其分数毎ニ五十法朗ノ罰金ヲ命スヘシ再犯ノ

場合ニハ百法朗ノ罰金ヲ命ス〇他ノ雜誌ニ付テハ各犯罪毎ニ不足税ヲ納メシムル外誣税ニ倍ノ罰金ヲ命スヘシ此罰金ハ何レノ場合ニ於テモ二百法朗以下ナルヲ得ス又其全額五十千法朗ヲ過クヘカラス

第十二条 印紙税及ヒ罰金ノ取立ハ千八百十六年四月二十八日ノ法第七十六条ニ準シテ之ヲ訴フヘシ且ツ其吟味其裁判モ亦該条ニ準シテ之ヲ為スヘシ

第十三条 現法ニテ定メタル印紙税ノ外ニ千



八百五十年七月十六日ノ法ニテ定メタル新  
 聞其他諸書札運送ノ税則ヲ復シテ之ヲ當行  
 スヘシ（千八百五十六年六月二十一日ノ法第  
 十一条ニテ既ニ廢セラレシ者）今復之ヲ再  
 第三章 從來ノ法ニ記載セサル輕罪及ヒ註  
 誤〇裁判區域〇裁判執行〇停止及ヒ禁止  
 ノ權

第十四条 立法院會議ノ公務ニ関スル事件公  
 告上ニ於テ憲法第四十二条ヲ干犯スル諸註  
 誤ハ千法朗ヨリ五千法朗ノ罰金ヲ以テ刑セ  
 ラルヘシ

第十五条 偽リノ新聞構造偽作或ハ詠リテ他  
 人ノ名ヲ附シタル書類ノ公告或ハ再出ハ五  
 十法朗ヨリ千法朗ノ罰金ヲ以テ刑セラレヘ  
 シ〇惡意ニシテ公告或ハ再出ヲ為シ又ハ公  
 告或ハ再出ノ性質タル公安ヲ乱スヘキ者ナ  
 ルキハ一月ヨリ一年ノ禁錮及ヒ五百法朗ヨ  
 リ千法朗ノ罰金ヲ以テ刑セラレヘシ公告或  
 ハ再出ノ性質タル公安ヲ乱スヘキ者ニシテ  
 而シテ惡意ヲ以テ之ヲ為セシキハ刑ノ高極



ヲ以テ之ヲ罰スヘシ

第十六条 元老院會議ノ事件ヲ公告スルヲ禁  
ス但シ官用新聞ニ記載シタル条件ヲ再出ス  
ルハ妨ケナシ○參議院ノ公ケナラサル會議  
ノ事件ヲ公告スルヲ禁ス

第十七条 印刷ノ輕罪ニ付テノ訴訟事件ヲ公  
告スルヲ禁ス独リ訴ハ之ヲ謄録スルヲ得ヘ  
シ何レノ場合ニ於テモ裁判ハ之ヲ公告スル  
ヲ得ヘシ(千八百七十二年二月十二日ノ法ニ

テ此規則ヲ廢セリ)其他都テ民事刑事輕罪ニ付ノ  
事務ニ付テモ大審院控訴院裁判

所ハ訴訟事件ヲ公告スルヲ禁スルヲ得ヘシ  
此禁ハ裁判ニハ之ヲ當ツルヲ得ヘカラス裁  
判ハ常ニ之ヲ公告スルヲ得ヘキ者ナリ

第十八条 現法第十六条及ヒ第十七条ノ規則  
ニ違フ都テノ誑誤ハ五十法朗ヨリ五十法朗  
ノ罰金ヲ以テ刑セラルヘシ但シ不実惡意ニ  
シテ公告セシキニ法ノ命スル所ノ刑ト相觸  
ルハナカルヘシ

第十九条 都テ支配人タル者ハ公用ノ事件公



ケノ関係及ヒ納本受取官ノ與ヘタル教諭答  
文改正ヲ新聞ノ頭ニ掲載セサルヘカラス○  
上文諸書類ハ其下付ノ日ニ次ク所ノ後号ニ  
之ヲ公告セサルヘカラス○公告ノ費用ハ之  
ヲ給スルヲナシ○註誤ノ場合ニ於テハ註誤  
者ハ五十法朗ヨリ千法朗ノ罰金ニテ刑セラ  
ルヘシ又刑ニ行政官ハ十五日以下ニテ新聞  
發行ヲ停止スルヲ得ヘシ(千八百六十八年五  
月十一日ノ法ヲ見ルヘシ)

第二十条 行政上又ハ裁判上ノ停止或ハ禁止  
ヲ受ケタル定期新聞雜誌同一ノ題目或ハ同  
一ノ事ヲ示シタル題目ニテ其発行ヲ繼續ス  
ルキハ記者支配人或ハ出版人ハ一月ヨリ二  
年ニ至ル禁錮ニ刑セラレ且ツ五百法朗ヨリ  
三千法朗ニ至ル罰金ヲ連帶シテ拂ハシメラ  
ルヘシ

第二十一条 国事或ハ世上ノ理財ノ事ニ関シ  
タル事ヲ施体及ヒ加辱ノ刑又ハ加辱ノミノ  
刑ニ処セラレシ者ノ記シタル其箇条ヲ公告  
スルヲハ之ヲ禁ス○筆者支配人印刷人ノ此



公告ニ関スル者ハ連帶シテ千法朗ヨリ五千  
法朗ノ罰金ニ刑セラルヘシ

第二十二條 何様ナル性質種類ニテモ之ニ拘  
ハラス都テ圖画印刺物石版物偶意ノ書画ハ  
巴里ニ於テハ警察郷州ニ於テハ州長ノ許可  
ナクシテハ沢シテ之ヲ公告シ縦覧ニ供シ賣  
買スルヲ得ス○若シ之ニ違背スルキハ圖画  
印刺物石版物偶意ノ書画ハ之ヲ没収スルヲ  
得ヘク而シテ之ヲ公布セシ者ハ一月ヨリ一  
年ニ至ル禁錮及ヒ百法朗ヨリ千法朗ニ至ル  
罰金ニ刑セラルヘシ

第二十三條 訴訟手續又ハ契約ノ適法或ハ公  
告ノ為メニ法ノ命シタル裁判上ノ諸事件ハ  
毎年州長ノ指令シタル郡ノ一新聞或ハ數新  
聞ニ之ヲ掲載セサルヘカラス然ラサレハ仮  
令ヒ之ヲ掲載スルモ其掲載ヲ不成ト見做ス  
○若シ郡ニ新聞ノナキキハ州ノ一或ハ數新  
聞ヲ州長ヨリ指示スヘシ○此時州長ハ諛事  
件掲載ノ費用ヲ規定スヘシ

第二十四條 千八百十四年十月二十一日ノ法



第十一條ニ命シタ鑑札ヲ得スレテ書籍商賣  
ヲ為ス者ハ一月ヨリ二年ノ禁錮及ヒ百法朗  
ヨリ二千法朗ノ罰金ニ刑セラレハシ其賣店  
ヲ閉鎖セシム

第二十五條 懲治裁判所ニ訴フヘキ者左ノ如  
シ○第一千八百十九年五月十七日ノ法第一  
條ニ記シタル印刷及ヒ其他都テ公告ノ方法  
ヲ以テ犯シタル輕罪ニシテ而シ

千八百十九年五月十七日出板ノ方法若クハ  
他ノ公布ノ方法ヲ以テ犯シタル重輕罪科

罰ノ法律

第一條 凡ソ何人ニ限ラス公ケノ集會若クハ  
公ケノ場所ニ於テ演舌ヲ為シ若クハ大聲ヲ  
發シ若クハ強迫ヲ行ヒ又ハ同上ノ所ニ於テ  
又書刻紙、圖畫、印板、色繪ヲ販賣シ若クハ張出  
シ又ハ建札、張札ヲ衆庶ニ縦覽シ依テ以テ重輕罪  
ト稱ス可キ所為ノ犯人ヲ教唆シタル者ハ其  
犯人ノ從ヲ以テ論ス



第二條 何人ニ限ラス前條ニ記載シタル方法ヲ以テ一箇若クハ數箇ノ重罪ヲ教唆シタル者其教唆ノ効ナキ時ハ三ヶ月ヨリ小ナカラズ五ヶ月ヨリ多カラサル禁獄ト五十フランヨリ小ナカラズ千フランヨリ多カラサル罰金ヲ科ス

第三條 何人ニ限ラス前條ノ方法ニ由リ一箇若クハ數箇ノ輕罪ヲ教唆シタル者其教唆ノ効ナキ時ハ三日ヨリ二ヶ月ノ禁獄及ヒ三十フランヨリ四千フランノ罰金又ハ事實ノ模様ニ由リ此ニ刑中ノ一ノミヲ科ス但シ法律ニ於テ輕罪ノ主犯ニ最モ輕キ刑ヲ科ス時ハ其輕ニ從テ教唆者ヲ處ス

第六條 同上ノ方法ニ由リ法律ニ背反セシムルヲ教唆スル者ハ第三條ニ記載ノ刑ヲ以テ之ヲ罰ス

第七條 該法律ニ由テ預定シタル公布ノ所為ノ外總テ他ノ所為ニ付テ教唆及ヒ從犯ヲ罰スル所ノ諸法律ハ皆變換セサルモノトス

第二章 公ケノ道儀 宗教上ノ道儀若ク

三十七  
三十八



ハ淳良ノ風俗ヲ乱ス罪

第八條 第一条ニ記載シタル方法ニ由リ公ケ  
ノ道儀宗教上ノ道儀若クハ淳良ノ風俗ヲ乱  
ス者ハ一月ヨリ一ケ年ノ禁獄ト十六「フラン  
ヨリ五百」フランノ罰金ヲ科ス

第三章 国王ニ對シテ犯シタル公ケノ  
不敬

第九條 何人ニ限ラス該法ノ第一条ニ記載シ  
タル方法ニ由リ国王ニ對シ不敬ノ罪ヲ犯ス  
者ハ六ケ月ヨリ小カラス五年ヨリ多カラサ

ル禁獄ト五百「フラン」ヨリ小ナカラス一萬「フ  
ラン」ヨリ多カラサル罰金ヲ科ス

犯者ハ其外其禁獄ノ時限ニ均キ時限中刑法  
ノ第四十二條ニ列記セル公權ノ全部若クハ  
一部ヲ行フヲ禁ス但シ此時限ハ處刑濟ノ日  
ヨリ之ヲ起算ス

第四章 王族各議院外國ノ君主若クハ  
外國政府ノ長ニ對シ犯シタル  
公ケノ不敬

第十條 第一条ニ記載シタル方法ニ由リ王族



ニ對シ不敬ノ罪ヲ犯シタル者ハ一ヶ月ヨリ  
三ヶ年ノ禁獄ト五百フランヨリ五千フラン  
ノ罰金ヲ科ス

第十一條 同上ノ方法ニ由リ各議院若クハ一  
議院ニ對シ不敬ノ罪ヲ犯ス者ハ一ヶ月ヨリ  
三ヶ月ノ禁獄ト五百フランヨリ五千フラン  
ノ罰金ヲ科ス

第十二條 同上ノ方法ニ由リ外国ノ君主若ク  
ハ外国政府ノ長ニ對シ不敬ノ罪ヲ犯ス者ハ  
一月ヨリ三ヶ年ノ禁獄ト五百フランヨリ五  
千フランノ罰金ヲ科ス

第五章 公ケノ讒謗及ヒ公ケノ罵詈

第十三條 凡ソ人ノ榮譽若クハ品格ヲ害シ又

ハコル社團官署會社寺ノ榮譽若クハ品格ヲ害ス

ルニ足ル事實ヲ摘發若クハ演當スル之ヲ讒  
謗ト云フ暴慢若クハ賤辱ノ言詞ヲ以テ人ヲ  
毀テ一ツモ其事實ヲ舉クルナキ之ヲ罵詈ト  
云フ

第十四條 該法ノ第一條ニ記載シタル方法ニ  
由リ讒謗若クハ罵詈ヲ為ス者ハ左ノ區別ニ



従テ之ヲ科罰ス

第十五條 (千八百二十二年三月二十五日ノ法

律第五條ニ由テ之ヲ廢セリ)

第十六條 凡ソ官廳ノ下和シテトル權司公權ノ一部ヲ行フ者ヲ云フ若ク

ハ吏員ニ對シ其職務上ニ就テ讒謗ヲ為ス者

ハ八日ヨリ十八ヶ月ノ禁獄ト五十フランヨ

リ三千フランノ罰金ヲ科ス

此場合ニ於テハ事實ノ模様ニ由リ禁獄罰金

ノ二刑ヲ與ニ科スルヲ得可ク又別々ニ之ヲ

科スルヲ得可シ

第十七條 公使、全權公使、信使、委任官吏及ヒ其

他在朝ノ外務官吏ニ對シテ讒謗ヲ為ス者ハ

八日ヨリ十八ヶ月ノ禁獄ト五十フランヨリ

三千フランノ罰金ヲ科ス但シ事實ノ模様ニ

由ツテハ此二刑中ノ一ノミヲ科スルモ妨ナ

シ

第十八條 平人ニ對シ讒謗ヲ為ス者ハ五日ヨ

リ一ヶ年ノ禁獄ト二十五フランヨリ二千フラ

ンノ罰金又ハ事實ノ模様ニ由テハ此二刑中

ノ一ヲ科ス



第十九條 該法ノ第十九條第十六條第十七條ニ列記シ

タル人ニ對シ罵詈ヲ行フ者ハ五日ヨリ一ケ

年ノ禁獄ト二十五「フラン」ヨリ二千「フラン」ノ

罰金又ハ事實ノ模様ニ由テハ此ニ刑中ノ一

一ヲ科ス

平人ニ對シ罵詈ヲ為ス者ハ十六「フラン」ヨリ

五百「フラン」ノ罰金ヲ科ス

第二十条 然レ氏確乎タル忠言ナキ罵詈又ハ

公ケナラサル罵詈ハ從前ノ如ク誣誤ノ刑ヲ

以テ之ヲ處断ス

第六章 総則

第二十一條 二議院元老院及國民議院ノ議場ニ

於テ演述セラレタル論議ノ事ニ付テハ其議

院ノ命ニ由テ刊行セラレタル文書若クハ意

見書ノ事ニ於ケルト比シク如何ナル場合ト

虽氏之ヲ訴ハルヲ聽サス

第二十二條 民選議院ノ公席ニ於テ演述シタ

ル正當ノ論辨ヲ諸新聞紙ニ記載スルト虽氏

其惡意ヨリ出サル以上ハ之ヲ訴フルヲ聽サ

ス